小川町第３次障害者計画・第４期障害福祉計画

おがわノーマライゼーション2015

～ すべての町民が、自分らしく、
地域社会の中で明るく元気に
暮らせるまちをめざして～

平成27年 3月

小　川　町

ごあいさつ

町では、平成10年3月の「小川町障害者計画　おがわノーマライゼーション21」策定以来、町の障害者が抱える生活課題等を把握しながら、計画の見直しを進めてきました。障害者施策を総合的に推進するため、このたび、「第３次障害者計画・障害福祉計画　おがわノーマライゼーション2012」の障害福祉計画期間が満了を迎えるため、新たに、「小川町第３次障害者計画・第４期障害福祉計画　おがわノーマライゼーション2015」を策定しました。

国においては、平成19年9月28日に障害者の人権保障に関する初めての国際条約である「障害者権利条約」に署名し、「障害者総合支援法」「障害者差別解消法」などの成立に伴い、国内の法律が条約の求める水準に達したとして、平成26年1月20日に、批准書を寄託しました。また、平成23年8月の障害者基本法の改正、平成25年4月から施行された障害者総合支援法など、障害者をめぐる法制度の動きはめまぐるしいものとなっています。

このように、障害者が抱える様々な生活課題を解決するための取組や自立を支援する地域連携体制の構築等については、これまで着実に進めてまいりましたが、私たち一人ひとりが障害者への理解を更に浸透させていく必要があります。

町においては、本計画の目標像である「すべての町民が、自分らしく、地域社会の中で明るく元気に暮らせるまちをめざして」を実現するために、国の動向や社会情勢の変化に対応し、より一層の障害福祉施策の充実を図ってまいります。

今後とも、障害者や関係団体の皆様をはじめ、町民の皆様と一体となって計画を推進してまいりますので、ご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、関係団体並びに貴重なご意見、ご提言を賜りました皆様に、心からお礼申し上げます。

平成２７年３月

小川町長　　**松本　恒　夫**

◆◇　目　次　◇◆

第１章　計画策定にあたって
１　計画策定の背景と障害者（児）施策の経緯……1
（１）障害者基本法の公布に基づく長期計画の策定……1
（２）措置制度から支援費制度への移行……1
（３）障害者自立支援法の施行……1
（４）障害者総合支援法の施行（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）2
（５）障害者基本計画（第３次）の策定……2
２　計画策定の目的と趣旨……2
３　計画の位置づけ……5
４　計画の構成と期間……6
５　計画の対象者……6
６　計画の策定体制……7

第２章　障害のある人等を取り巻く現状
１　町の概況……9
（１）町の概況……9
（２）総人口の推移……9
２　手帳所持者数など障害のある人の状況……11
（１）身体障害者の状況……11
（２）知的障害者の状況……12
（３）精神障害者等の状況……13
（４）自立支援医療費受給者の状況……14
（５）難病患者等の状況……14
３　障害者計画策定のための調査結果の概要……15
（１）調査の目的……15
（２）調査実施と対象……15
（３）回収率……16
（４）日頃の過ごし方について……17
（５）今後特に力を入れるべきことについて……18
（６）共に生きる社会のために必要なことについて……19
（７）障害者への理解の深まりについて……20
（８）ノーマライゼーションについて……20

第３章　計画の基本的な考え方
１　計画の基本理念と目標像……21
２　計画の基本目標……22

第４章　基本計画
第１節　障害や障害のある人のことを深く理解しよう（町民の理解と交流の促進）……26
（１）理解促進・啓発活動の推進……28
（２）交流活動・自発的活動の推進……28
（３）福祉教育の充実……29
（４）ボランティア活動の推進……29
第２節　障害のある人が気軽に相談できるしくみをつくろう（情報提供と相談の充実）……31
（１）情報提供システムの充実……32
（２）相談体制と支援拠点の整備……33
第３節　障害のある人の健康を守ろう（保健・医療の充実）……35
（１）健康づくりの推進……36
（２）障害の原因となる疾病の予防と早期発見・早期対応……36
（３）相談・訪問指導の充実……37
（４）精神保健福祉対策の充実……37
（５）障害者医療体制の充実……38
第４節　障害のある人が、その人らしく生きられる地域をつくろう（住まいの場・日中活動の場の確保）……39
（１）在宅生活への支援の充実……40
（２）日中活動及び活動の場の確保と充実……41
（３）住まいの場の整備と確保……42
（４）補装具・日常生活用具の利用促進……43
（５）難病特性に配慮した難病患者の支援……43
第５節　障害のある人の社会参加を進めよう（保育、教育、就労、社会参加の促進）……44
（１）障害児通所支援事業の推進……45
（２）障害児保育・教育の充実……46
（３）コミュニケーション手段の確保と情報アクセシビリティの向上……47
（４）一般就労の促進……47
（５）福祉的配慮のされた働き場の確保……48
（６）学習、文化、スポーツ・レクリエーション活動の促進……49
第６節　障害のある人が安心して暮らせるまちをつくろう（福祉のまちづくりの推進）……50
（１）移動のための支援の充実……51
（２）道路・公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化……52
（３）防災・防犯体制の確立……53
（４）差別の解消及び権利擁護体制の確立……54
（５）障害者虐待防止対策体制の構築……55

第５章　障害福祉計画
第１節　平成29年度の数値目標等……57
１　障害者数の推計……57
２　数値目標……58

第２節　指定障害福祉サービス等の見込量……61
第３節　地域生活支援事業の見込量……66

第６章　計画の推進
１　計画推進の基本方針……73
２　計画の進行管理……73

資料
計画策定の経過１（前計画策定時）……75
計画策定の経過２（本計画策定時）……76

第１章　計画策定にあたって

１　計画策定の背景と障害者（児）施策の経緯

ノーマライゼーションの理念のもと、障害の有無に関わらず、住み慣れた地域で、共に暮らしていく社会づくりをめざし、わが国では、これまでさまざまな障害者施策を推進してきました。そして、近年、社会を取り巻く状況は大きく変わり、国の法制度も著しく変化をし、障害者を取り巻く状況も大きく変わりつつあります。

（１）障害者基本法の公布に基づく長期計画の策定

平成５年、国では障害のある人の自立及び社会参加に向けた支援などのための施策について基本事項を定めるとする「障害者基本法」が成立し、それに基づき「障害者対策に関する新長期計画（障害者基本計画の第1次計画とみなされた、平成5年～14年）」を策定しました。その後、「障害者基本法」の改正により、新たに「新長期計画」に代わる「障害者基本計画（第２次、計画期間：平成15年～平成24年）」を策定し、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念のもと、計画的に諸施策の推進を図ってきました。

（２）措置制度から支援費制度への移行

そして、平成15年４月には、平成11年の「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の改正を受けて、社会福祉基礎構造改革の一環として、福祉サービスの内容やサービスを行う事業者や施設を行政が決定する「措置制度」から、利用者が自らサービスを選択し、事業者との対等な関係において、契約を行い、サービスを利用する「支援費制度」が導入され、福祉サービス提供の仕組みが大きく変わりました。

（３）障害者自立支援法の施行

さらに、平成18年4月には、「障害者自立支援法」が施行され、①障害者施策の３障害一元化や利用者本位のサービス体系への再編、②就労支援の抜本的強化、③利用者応益負担と国の財政責任の明確化、④支給決定の仕組みの透明化・明確化、⑤安定的な財源の確保を図ることを目的とした市町村障害福祉計画の策定が義務付けられました。

障害者自立支援法では、精神障害を含め、障害のある方に共通の制度の下で、一元的にサービスを提供できるよう、施設・事業が再編されています。

（４）障害者総合支援法の施行（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

平成25年4月には、平成22年に閣議決定された「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」において、障害保健福祉分野については、「障害者自立支援法」を廃止し、「障害者総合支援法」が施行されました。

「障害者総合支援法」では、日常生活・社会生活の支援が、障害者（児）の共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念としています。

主な改正内容としては、①障害者の範囲に難病等を追加し、制度の谷間のない支援を提供、②障害程度区分を障害支援区分に改定、③重度訪問介護の対象を拡大、④共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助(グループホーム)に一元化、⑤地域生活支援事業の追加、⑥地域移行支援の対象を拡大、⑦サービス基盤の計画的整備、のように個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備などが主となっています。

（５）障害者基本計画（第３次）の策定

国では、平成25年9月、「障害者基本計画（第２次）」の期間の満了を迎えるにあたり、「障害者基本計画（第３次、平成25年度～29年度）」を策定しました。

ついては、障害者政策委員会において、国際社会の状況やこれまでの国における取組の進展などを踏まえ、平成24年7月以降審議を行い、さらに、平成23年の「障害者基本法」改正の内容を加味したうえで、①地域社会における共生等、②差別の禁止、③国際的協調などを盛り込んだ計画としています。

２　計画策定の目的と趣旨

障害者（児）が、障害のあるなしに係わらず、一人の町民として住み慣れた地域で、当たり前に安心して暮らしていけるまちづくりを実現していくことが求められています。

これまで本町においては、国・県等の動向及び障害者の実態やニーズに対応し、在宅サービスや施設サービスの充実、社会参加の促進等、様々な施策をより一層推進し、障害者福祉の向上と地域のノーマライゼーションの実現を図るため、第３次計画となる『小川町障害者計画・障害福祉計画　おがわノーマライゼーション2012』を策定し、障害者施策の総合的かつ計画的な推進に努めてきました。

そして、平成26年度に『第3期障害福祉計画』の計画期間が満了することに伴い、これまでの本町の取組の進展などを踏まえ、『小川町第３次障害者計画』を見直すとともに、新たに『第４期障害福祉計画』を策定したものです。

第3次障害者基本計画の特徴

障害者基本計画

障害者基本法に基づき政府が策定する障害者施策に関する基本計画

経緯等

【これまでの計画】
障害者対策に関する長期計画（昭和57年度～平成4年度）
障害者対策に関する新長期計画（平成5年度～平成14年度）
※ 平成5年の障害者基本法成立（心身障害者対策基本法の全面改正）により、同法に基づく基本計画として位置付け
障害者基本計画（平成15年度～平成24年度）

【今回の検討経緯】
平成24年5月以降、障害者基本法改正（平成23年）で新設された障害者政策委員会において調査審議
障害者政策委員会における検討を踏まえ、政府において計画案を作成（計画原案に対しても委員会の意見を聴取）
また、8月23日から9月5日までﾊﾟﾌﾞﾘｯｸｺﾒﾝﾄを実施

概要（特徴）

① 障害者施策の基本原則等の見直し
障害者基本法改正（平成23年）を踏まえ施策の基本原則を見直し
（①地域社会における共生等、②差別の禁止、③国際的協調）
また、施策の横断的視点として，障害者の自己決定の尊重を明記

② 計画期間の見直し
制度や経済社会情勢の変化が激しいことを踏まえ、従来10年だった計画期間を5年（平成25年度～平成29年度）に見直し

③ 施策分野の新設
障害者基本法改正、障害者差別解消法の制定（平成25年）等を踏まえ、以下の3つの分野を新設
7. 安全・安心
防災、東日本大震災からの復興、防犯、消費者保護等
8. 差別の解消及び権利擁護の推進
障害を理由とする差別の解消の推進、障害者虐待の防止等
9. 行政サービス等における配慮
選挙等及び司法手続等における配慮等

④ 既存分野の施策の見直し
基本法改正や新規立法等を踏まえた既存施策の充実・見直し
・障害児・者のニーズに応じた福祉サービスの充実（Ⅲ.1.(2)(3)）
・精神障害者の地域移行の推進（Ⅲ.2.(2)）
・新たな就学先決定の仕組みの構築（Ⅲ.3.(1)）
・障害者雇用の促進及び就労支援の充実（Ⅲ.4.(1)(2)）
・優先調達の推進等による福祉的就労の底上げ（Ⅲ.4.(3)(4)）
・障害者権利条約の早期締結に向けた手続の推進（Ⅲ.10.(1)） 等

⑤ 成果目標の設定
計画の実効性を確保するため、合計45の事項について成果目標(※)を設定
※ それぞれの分野における具体的施策を総合的に実施することにより、政府として達成を目指す水準

⑥ 計画の推進体制の強化
障害者基本法に基づく障害者政策委員会による実施状況の評価・監視等を明記。障害者施策に関する情報・データの充実を推進

■障害者基本法の一部を改正する法律【概要】

平成23年7月29日成立
平成23年8月5日公布

総則関係（公布日施行）

1）目的規定の見直し（第１条関係）
・全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。　等

2）障害者の定義の見直し（第２条関係）
・身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。　等

3）地域社会における共生等（第３条関係）
1）に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図る。
・全て障害者は、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
・全て障害者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
・全て障害者は、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。　等

4）差別の禁止（第４条関係）
・障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
・社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。
・国は、差別の防止を図るため必要となる情報の収集、整理及び提供を行う。　等

5）国際的協調（第５条関係）
・1）に規定する社会の実現は、国際的協調の下に図られなければならない。　等

6）国民の理解（第７条関係）/国民の責務（第８条関係）
・国及び地方公共団体は、3）から5）までに定める基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を実施。
・国民は、基本原則にのっとり、1）に規定する社会の実現に寄与するよう努める。　等

7）施策の基本方針（第10条関係）
・障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて施策を実施。
・障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努める。　等

基本的施策関係（公布日施行）

1）医療、介護等（第14条関係）
・障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じ、医療、介護、保健、生活支援等の適切な支援を受けられるよう必要な施策
・身近な場所において医療、介護の給付等を受けられるよう必要な施策を講ずるほか、人権を十分尊重　等

2）教育（第16条関係）
・年齢、能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう、障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策
・障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重
・調査及び研究、人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設その他の環境の整備の促進　等

3）療育【新設】（第17条関係）
・身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策。
・研究、開発及び普及の促進、専門的知識又は技能を有する職員の育成その他の環境の整備の促進　等

4）職業相談等（第18条関係）
・多様な就業の機会を確保するよう努めるとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業訓練等の施策　等

5）雇用の促進等（第19条関係）
・国、地方公共団体、事業者における雇用を促進するため、障害者の優先雇用その他の施策
・事業主は、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の障害者の特性に応じた適正な雇用管理　等

6）住宅の確保（第20条関係）
・地域社会において安定した生活を営むことができるようにするため、住宅の確保、住宅の整備を促進するよう必要な施策　等

7）公共的施設のバリアフリー化（第21条関係）
・交通施設（車両、船舶、航空機等の移動施設を含む。）その他の公共的施設について、円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進　等

8）情報の利用におけるバリアフリー化等（第22条関係）
・円滑に情報を取得・利用し、意思を表示し、他人との意思疎通を図ることができるよう、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等の必要な施策
・災害等の場合に安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策　等

9）相談等（第23条関係）
・意思決定の支援に配慮しつつ、障害者の家族その他の関係者に対する相談業務等
・障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応ずることができるよう、必要な相談体制の整備を図るとともに、障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援　等

10）文化的諸条件の整備等（第25条関係）
・円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう必要な施策　等

11）防災及び防犯【新設】（第26条関係）
・地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるよう、障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策　等

12）消費者としての障害者の保護【新設】（第27条関係）
・障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるよう、適切な方法による情報の提供その他必要な施策　等

13）選挙等における配慮【新設】（第28条関係）
・選挙等において、円滑に投票できるようにするため、投票所の施設、設備の整備等必要な施策　等

14）司法手続における配慮等【新設】（第29条関係）
・刑事事件等の手続の対象となった場合、民事事件等に関する手続の当事者等となった場合、権利を円滑に行使できるよう、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修等必要な施策　等

15）国際協力【新設】（第30条関係）
・外国政府、国際機関又は関係団体等との情報の交換その他必要な施策　等

障害者政策委員会等（公布から1年以内に政令で定める日から施行）

国）障害者政策委員会（第32～35条関係）
・中央障害者施策推進協議会を改組し、「障害者政策委員会」を内閣府に設置（障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者、学識経験者のうちから総理が任命）
・障害者基本計画の策定に関する調査審議・意見具申、同計画の実施状況の監視・勧告　等

地方）審議会その他の合議制の機関（第36条関係）
・地方障害者施策推進協議会を改組し、その所掌事務に障害者に関する施策の実施状況の監視を追加　等

附則

検討（附則第２条関係）
・施行後３年を経過した場合、施行の状況について検討を加え、その結果に基づき必要な措置
・障害に応じた施策の実施状況を踏まえ、地域における保健、医療及び福祉の連携の確保その他の障害者に対する支援体制の在り方について検討を加え、その結果に基づき必要な措置　等

3　計画の位置づけ

○【小川町障害者計画】は、障害者基本法第11条第３項に基づく「市町村障害者計画」として策定します。国および埼玉県それぞれが策定した関連の計画との整合・連携を図りながら、障害者施策を総合的にかつ計画的に定めます。

○【小川町障害福祉計画】は、障害者自立支援法第88条第1項に定める「市町村障害福祉計画」であって、国の定める基本指針に即し、埼玉県の計画や町が策定した各種計画等との整合を図ります。

○『小川町第４次総合振興計画』（計画期間：平成18～27年度）の部門別計画として策定するとともに、国及び埼玉県が策定した上位計画・関連計画、本町が策定した他の関連計画との整合・連携を図ります。

○町が取り組むべき今後の障害者施策の基本方向を定めた総合的な計画であり、同時に、町民や関係企業・各種団体などが自主的かつ積極的な活動を行うための指針となるものです。

■ 主な関連計画

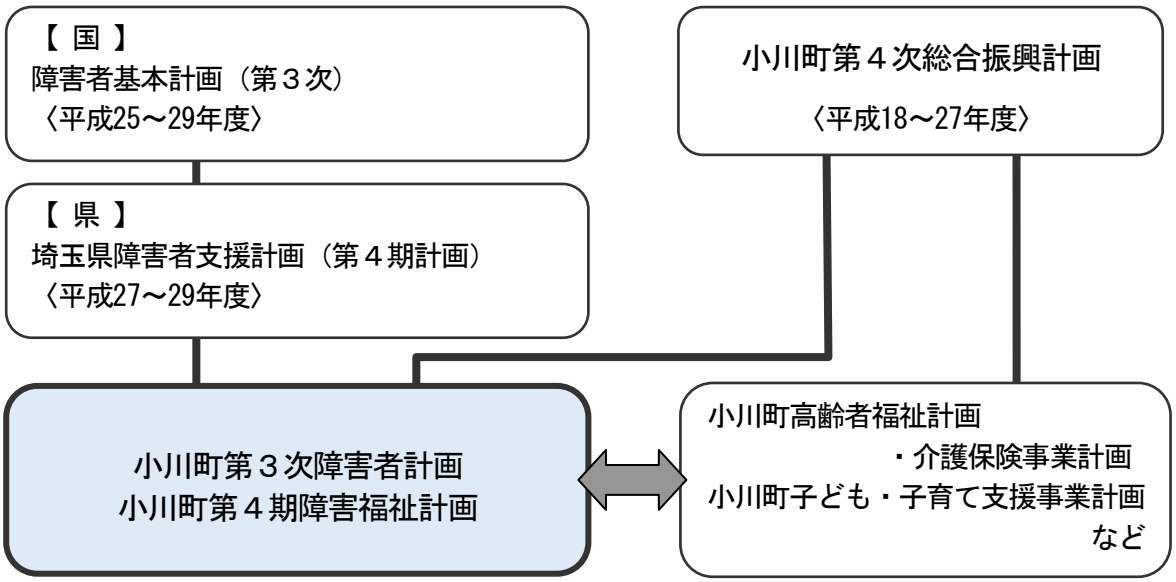

＊ノーマライゼーション：障害のある人を特別視するのではなく、障害のある人もない人も、大人も子どもも、高齢者も、誰もが個人の尊厳を重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常（ノーマル）の社会である、とする考え方。

4　計画の構成と期間

障害者施策の基本的な計画「障害者計画」の部分の対象期間は、平成24年度から平成29年度までの6年間としますが、「第4期障害福祉計画」策定にあたり、併せて、「障害者計画」の内容の見直しを行います。

また、「第4期障害福祉計画」に関する部分の対象期間は、平成27年度から平成29年度までとします。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害者計画	←	―	―	―	―	→
障害福祉計画				←	―	→

※第３次障害者計画の基本的内容は引き継ぎ、見直しを行いました。第４期障害福祉計画は新たに策定しました。

5　計画の対象者

本計画では、平成23年8月に改正された障害者基本法第2条に定義する障害者を施策の対象とします。ただし、具体的事業の対象となる障害者の範囲は、個別の法令等の規程によりそれぞれ限定されます。

障害者基本法第２条

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　障害者　身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二　社会的障壁　障害がある者にとつて日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

以上の人々を対象とするほか、障害のある人もない人も分け隔てなく共に生きる社会の実現をめざすためには、あらゆる町民の理解と協力が必要であることから、すべての町民を計画の対象とします。

６　計画の策定体制

『第３次障害者計画・障害福祉計画　おがわノーマライゼーション2012』策定時及び本計画の策定にあたっては、策定委員会をはじめ以下の体制で行いました。

①「小川町第３次障害者計画・障害福祉計画策定委員会」の設置

『小川町障害者計画・障害福祉計画　おがわノーマライゼーション2012』策定時、障害者関係団体や保健・医療・福祉関係団体の代表者等、さらに一般町民により構成された策定委員会を設置し、障害者計画に必要な審議を行った結果を反映しています。

②「小川町第３次障害者計画・障害福祉計画策定検討委員会」の設置

『小川町障害者計画・障害福祉計画　おがわノーマライゼーション2012』策定時、庁内関係課職員により構成された策定検討委員会を設置し、障害者計画に必要な事項の検討を行った結果を反映しています。

③「小川町第３次障害者計画・第４期障害福祉計画庁内検討会議」の開催

庁内関係課職員により構成された策定検討委員会を設置し、本計画の策定にあたって必要な事項の検討を行いました。

④ 住民意識調査の実施

『小川町障害者計画・障害福祉計画　おがわノーマライゼーション2012』策定時、計画策定の基礎資料とするため、障害のある人や難病患者の生活状況や意見・要望、および広く住民の意見を把握するアンケート調査を実施し、結果を反映しています。

⑤ 障害関連団体ヒアリング調査及び懇話会の実施

『小川町障害者計画・障害福祉計画　おがわノーマライゼーション2012』策定時及び本計画の策定にあたって、障害のある人などの生活状況や意見・要望などを把握して計画の基礎資料とするため、町内の障害関連団体にヒアリング調査及び懇話会を実施しました。

⑥ パブリック・コメントの実施

本計画の内容について広く住民の意見を募集するため、パブリック・コメントを実施しました。

第２章　障害のある人等を取り巻く現状

１　町の概況

（１）町の概況

小川町は、埼玉県のほぼ中央の比企郡に位置し、東西約11㎞、南北は約10㎞、面積は60.36㎞^{2}で、南はときがわ町、東は嵐山町、西は東秩父村、北は大里郡寄居町と接しています。

交通条件は、東武東上線、ＪＲ八高線、一般国道254号、県道などによって周辺都市と結ばれています。

また、関越自動車道の嵐山小川インターチェンジが設置され、アクセス道路の整備が進み、自動車の交通は大変便利になっています。

都心から約70分の近さにありながらも、緑豊かな外秩父の山々に囲まれ、自然環境に恵まれた町です。

（２）総人口の推移

総人口は、年々減少傾向にあり、平成25年度では32,589人となっています。

年齢別の構成をみると、64歳以下の人口は減少しているものの、65歳以上の高齢者の人口は増加しています。平成25年度における高齢者が占める割合は、28.9%となっています。

■ 総人口の推移

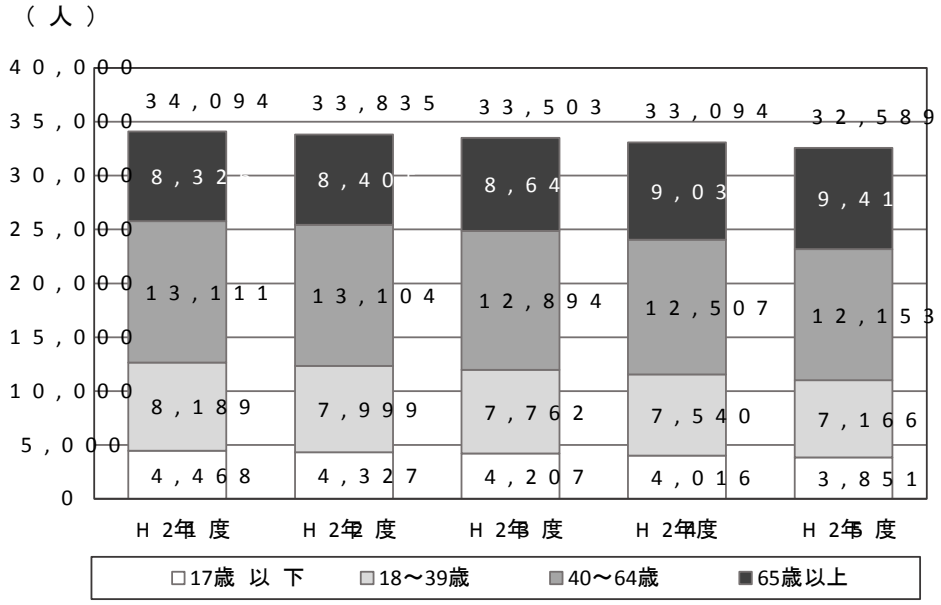

資料：住民基本台帳人口（各年度3月31日現在）

■ 年齢別人口割合の推移

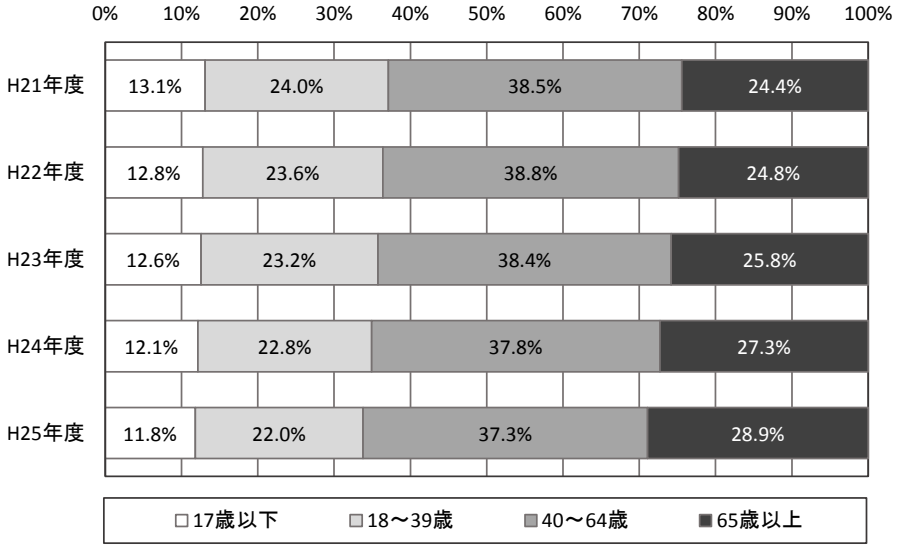

資料：住民基本台帳人口（各年度3月31日現在）

２　手帳所持者数など障害のある人の状況

（１）身体障害者の状況

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、近年ではやや減少傾向で推移しており、総人口に占める割合は横ばいとなっています。年齢別にみると、65歳以上においてやや増加傾向がみられます。

障害の種類別にみると、各年度ともに肢体不自由や内部障害で手帳所持者数が多くなっています。

■ 身体障害者手帳所持者数の推移（年齢区分別）

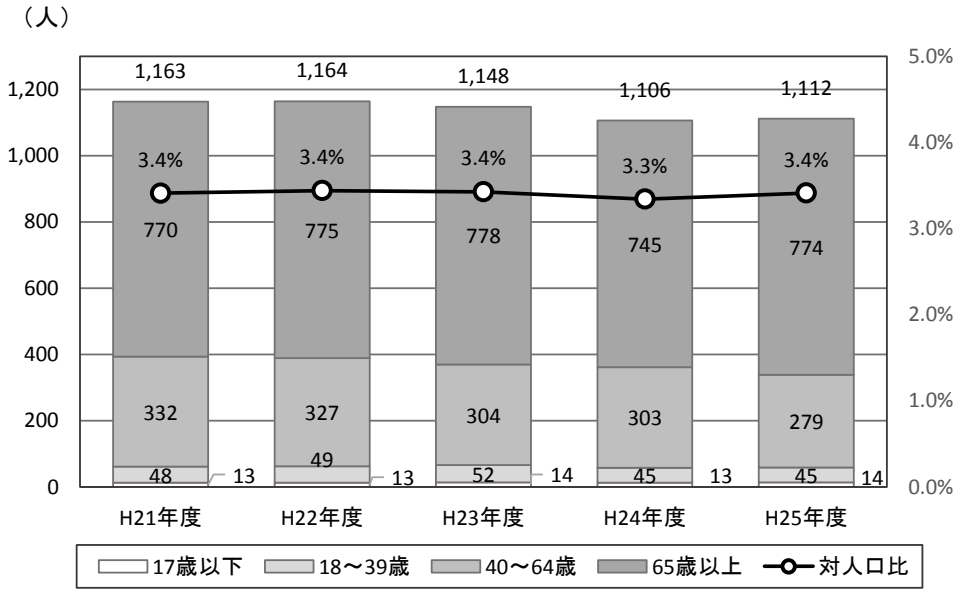

資料：各年度3月31日現在

■ 身体障害者手帳所持者数の推移（障害の種類別）

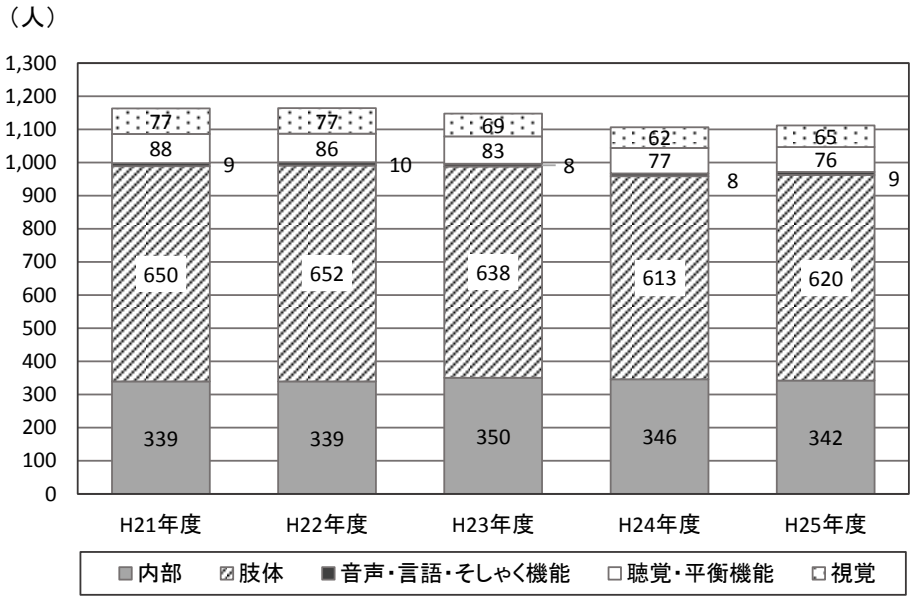

資料：各年度3月31日現在

（２）知的障害者の状況

療育手帳所持者数の推移をみると、年々やや増加傾向で推移しており、総人口に占める割合は横ばいとなっています。年齢別にみると、17歳以下では減少していますが、18歳以上ではやや増加しています。

障害の程度別にみると、Ｂ（中度）で手帳所持者数がやや増加しています。

■ 療育手帳所持者数の推移（年齢区分別）

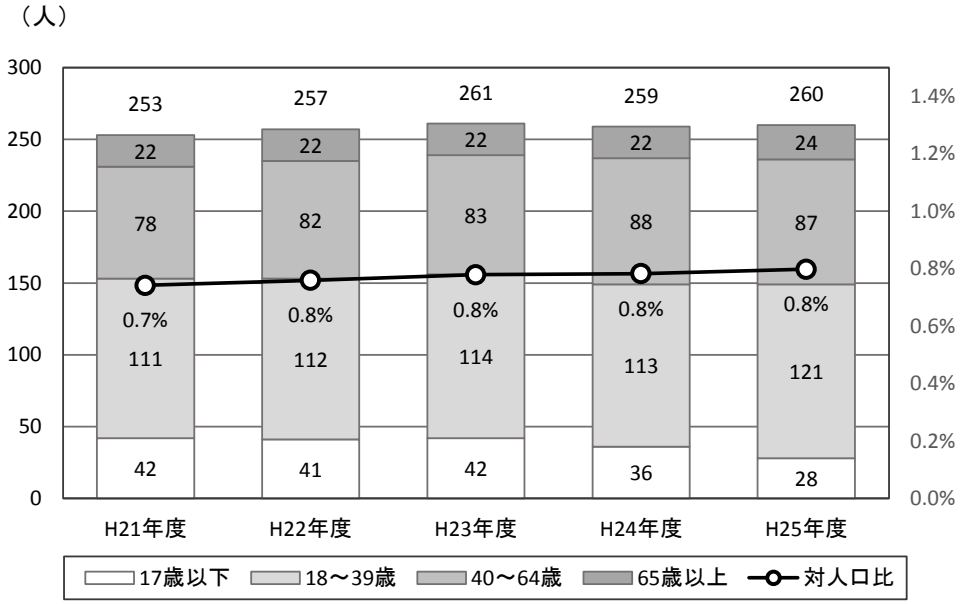

資料：各年度3月31日現在

■ 療育手帳所持者数の推移（障害の程度別）

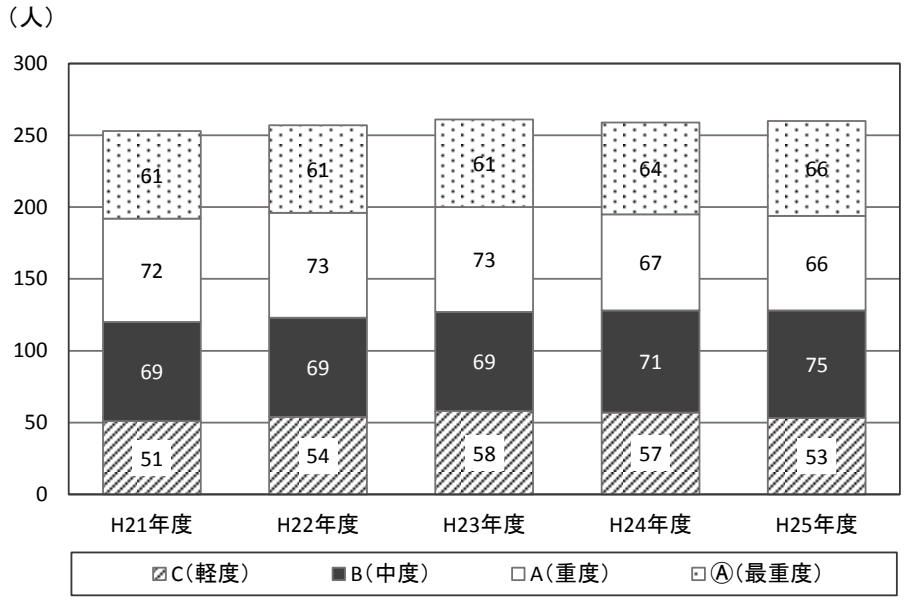

資料：各年度3月31日現在

（３）精神障害者等の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、近年では増加しています。年齢別にみると40～64歳で増加しており、程度別にみると２級及び3級で増加傾向にあります。また、自立支援医療受給者数のうち、精神通院医療の受給者がやや増加しています。

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（年齢区分別）

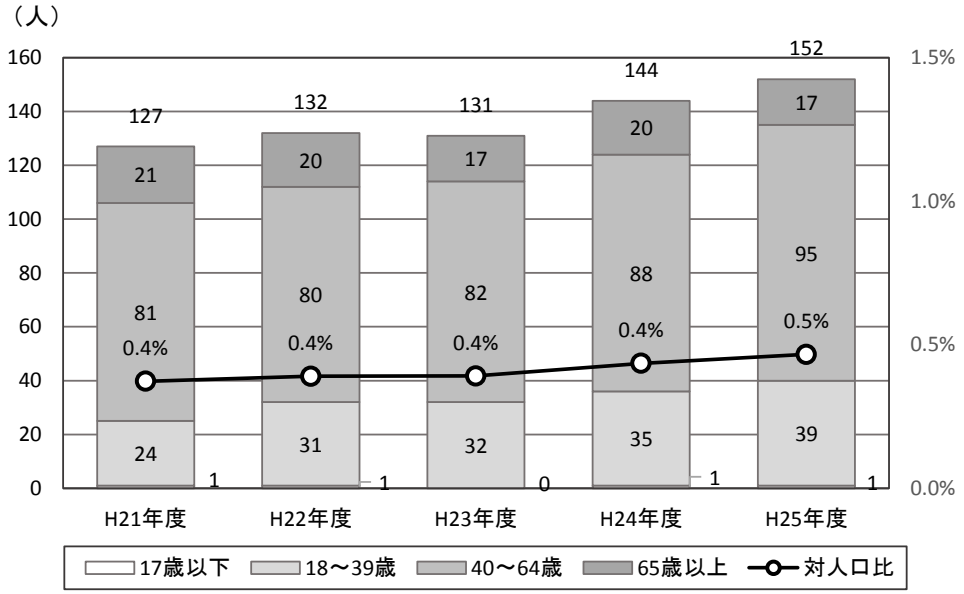

資料：各年度3月31日現在

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（障害の程度別）

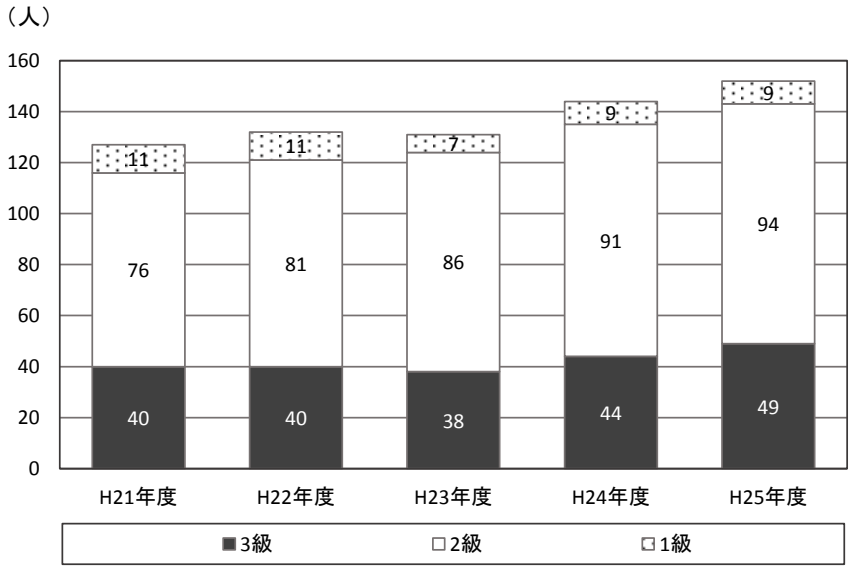

資料：各年度3月31日現在

（４）自立支援医療費受給者の状況

自立支援医療費受給者の推移をみると、「精神通院医療」の受給者が多く、年々増加傾向にあります。また、「更生医療」「育成医療」の受給者は、平成21年度以降少なく推移しています。

■ 自立支援医療受給者数

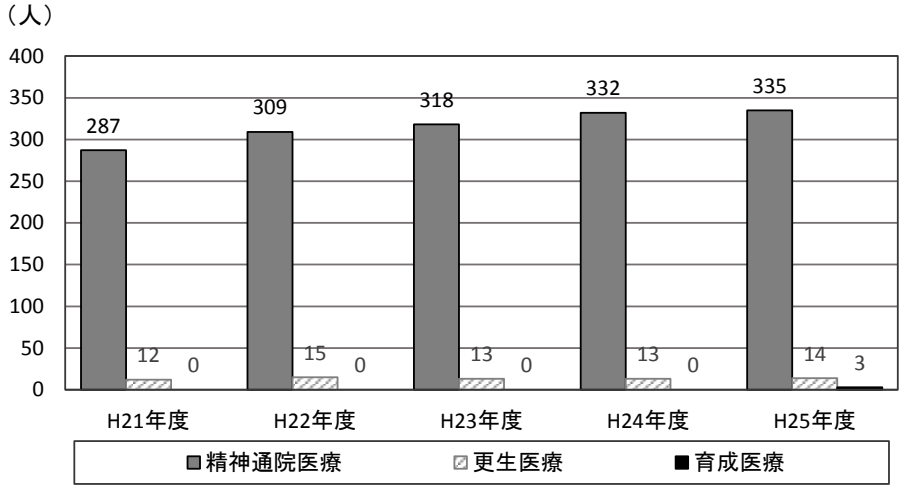

資料：各年度3月31日現在

（５）難病患者等の状況

特定疾患医療受給者数は、年々増加傾向にあります。なお、平成25年10月より受給者数の割合が比較的高い橋本病の認定基準が変更となったため、平成25年度受給者数は減少しています。

小児慢性特定疾患医療受給者数は、近年では横ばいで推移しています。

■ 特定疾患医療受給者、小児慢性特定疾患医療受給者数の推移

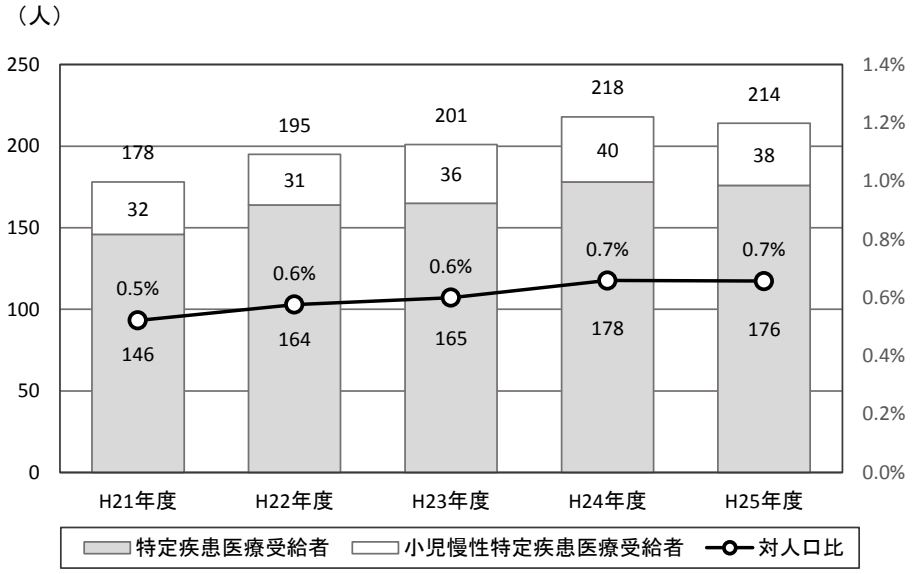

資料：各年度3月31日現在

３　障害者計画策定のための調査結果の概要

本計画の策定にあたっては、アンケート調査を実施していないため、小川町第３次障害者計画・第３期障害福祉計画策定時の結果概要となっています。

（１）調査の目的

小川町第３次障害者計画・第３期障害福祉計画の策定にあたり、障害のある人及び難病患者の生活状況や要望等を把握するとともに、広く住民の意見を集めて計画策定のための基礎資料とすることを目的として実施しました。

（２）調査実施と対象

調査は、無作為抽出による一般住民調査（障害のない人）と、手帳所持者等による障害者等調査（障害のある人）を、平成23年７月から８月にかけて行いました。

調査の対象者については、以下のとおりです。

■ 調査対象

種 類	内　容	対象者数（人）
一般住民	20歳以上の住民から1,000人を無作為抽出	1,000
身体障害者	身体障害者手帳所持者	1,043
知的障害者	療育手帳所持者	212
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳所持者	120
難病患者	特定疾患医療給付受給者・小児慢性特定疾患医療給付受給者	105

基準日：平成23年6月1日現在

身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者および難病患者で重複している方に対しては、調査回答に対する負担を軽減することとサンプル数を確保することという両面から考慮し、調査の重複を避け、さらに対象者が少ない区分から優先して調査発送対象者としました。

■ 調査対象数と発送数

種　類	対象者数（人）	調査発送数（人）	備　考
一般住民	1,000	1,000	
身体障害者	1,043	982	○他区分との重複者 61人を除く。
知的障害者	212	208	○他区分との重複者 ４人を除く。
精神障害者	120	120	
難病患者	105	105	

（３）回収率

回収結果は以下のとおりとなっています。

■ 回収数

<table>
<tr><th colspan="2">種　類</th><th colspan="2">調査発送数</th><th>回収数</th><th>回収率（%）</th></tr>
<tr><td colspan="6">障害のない人</td></tr>
<tr><td></td><td>一般住民</td><td colspan="2">1,000</td><td>499</td><td>49.9</td></tr>
<tr><td colspan="6">障害のある人</td></tr>
<tr><td></td><td>身体障害者</td><td>982</td><td rowspan="4">1,415</td><td rowspan="4">876</td><td rowspan="4">61.9</td></tr>
<tr><td></td><td>知的障害者</td><td>208</td></tr>
<tr><td></td><td>精神障害者</td><td>120</td></tr>
<tr><td></td><td>難病患者</td><td>105</td></tr>
</table>

本調査では、手帳の所持等の回答結果をもとに、身体障害、知的障害、精神障害、難病の有無別に集計を行っています。障害等の有無による種別の結果は以下のとおりです。なお、障害・病気が重複する場合もあるので、各種別の合計数は、全体数と一致しません。

■ 障害・病気の種別

種別	該当数	回答者数
身体障害	674人	876人
知的障害	113人	
精神障害	73人	
難病患者	62人	

◇◆◇　集計と表記について　◇◆◇

○回答は、質問ごとに各項目の回答者数を回答者総数で除し、百分率（パーセント）で表示しています。算出された回答率は、小数点第２位を四捨五入し、小数点第1位までを表示しています。また、１人の回答者が２つ以上の回答をしてもよい場合（複数回答）では、回答率の合計は100%を上回ることもあります。

○グラフ中では、回答率（%）とともに、その設問に回答すべき数（回答者総数）も表示しています。

○グラフや本文中において、回答選択肢の表記は、スペースの都合により簡略化している場合があります。

（４）日頃の過ごし方について

障害のある人の、平日昼間の過ごし方については、身体障害や精神障害では、「自宅にいて特に何もしていない」が３割を超えています。また、精神障害では「デイサービスやデイケアに行っている」が23.3%となっています。

知的障害では、「幼稚園や保育園、障害児通園施設、学校などに通っている」（21.2%）と「就労の訓練等を受けながら働いている」（20.4%）が、約２割となっています。

難病患者では、「自宅にいて特に何もしていない」が27.4%で最も多いものの、「一般の企業等で働いている（自営も含む）」も21.0%となっています。

■ 平日の過ごし方について

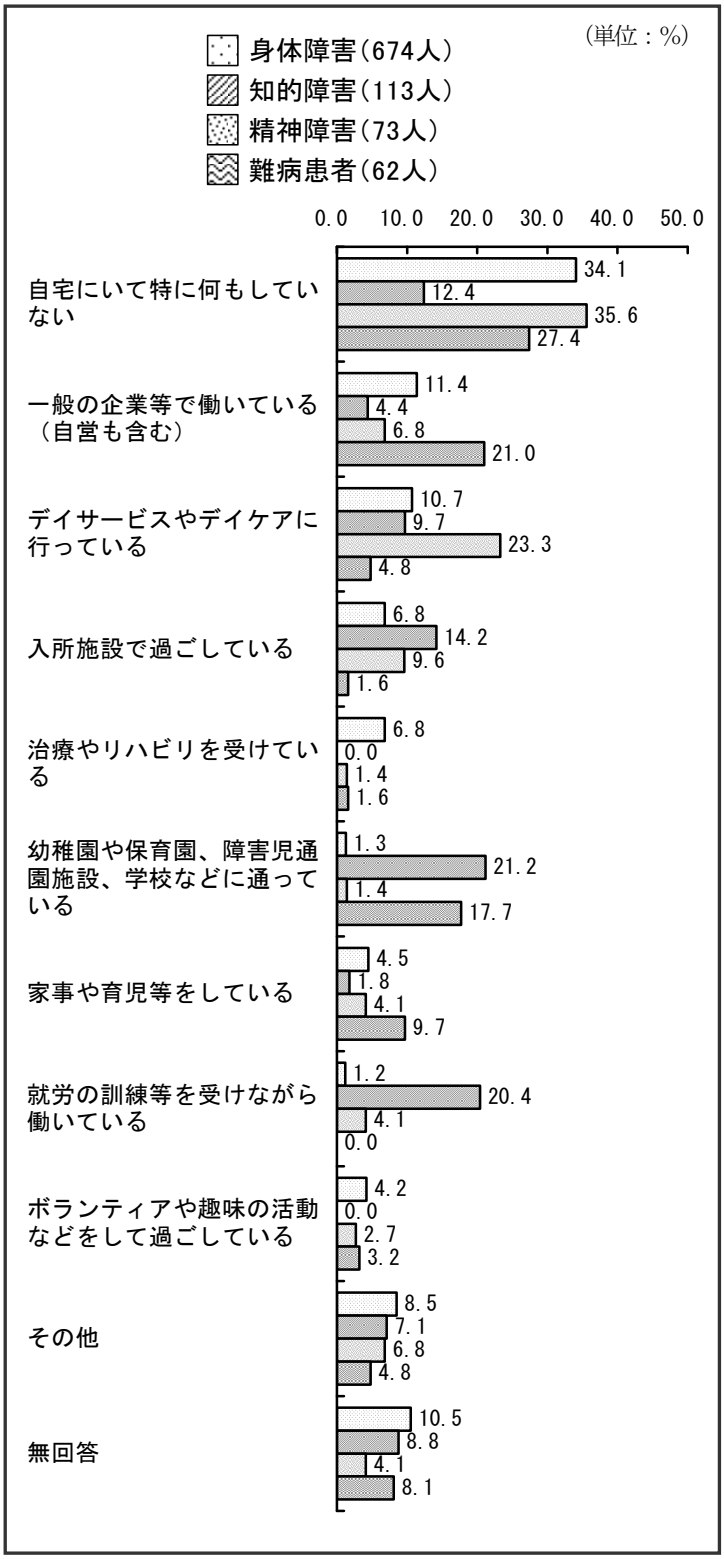

（5）今後特に力を入れるべきことについて

これから特に力を入れてほしいことは、身体障害では、「きめ細かい福祉サービスを充実」が27.3%で最も多くなっています。

また、知的障害では「グループホームなどの暮らせる場」（31.0%）、「福祉的就労の場を整備する」（25.7%）などが多くなっています。

精神障害と難病患者では、「発生予防と早期治療・療育」が（精神障害 34.2%、難病患者　35.5%）多くなっています。

■ 今後特に力を入れるべきこと

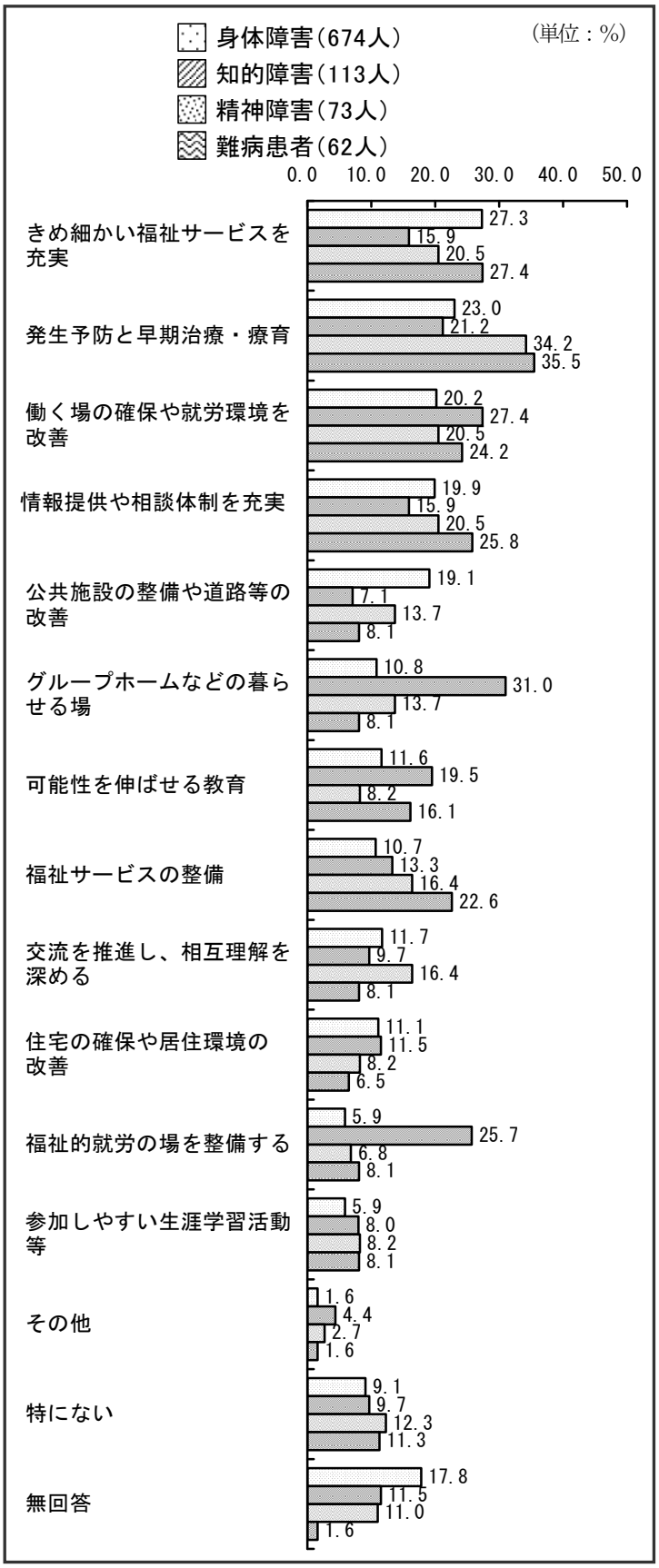

（6）共に生きる社会のために必要なことについて

障害や病気のある人とない人がお互いに理解し合い、共に生きる社会をつくっていくためには、どのようなことが必要だと思うかについては、身体障害では、「学校教育で学習を充実する」（25.7%）や「障害の理解を深められる情報提供」（24.3%）、「建物・設備などを改善する」（24.0%）などが比較的多くなっています。

また、知的障害では、「学校教育で学習を充実する」が37.2%で最も多く、次に「職場の就労環境を改善する」が32.7%となっています。

精神障害では、「障害の理解を深められる情報提供」が28.8%で最も多くなっています。

難病患者では、「障害等のある人が参加しやすい環境」と「職場の就労環境を改善する」が同率で30.6%多くなっています。

障害等の種別によって意向が異なる部分はありますが、「障害の理解を深められる情報提供」については、各種別をとおして同様な割合で多くなっています。

■ 共に生きる社会のために必要なこと

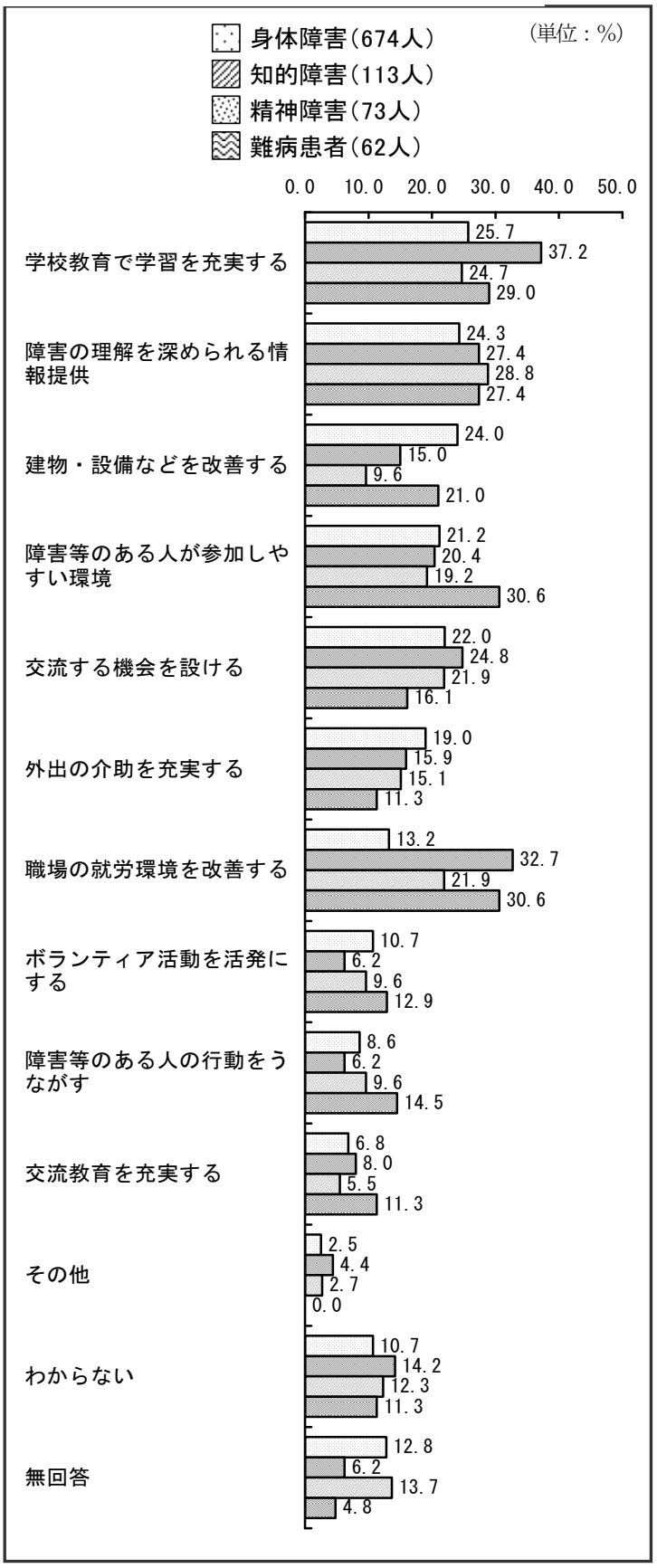

（７）障害者への理解の深まりについて

障害者への理解の深まりについて、障害のある人とない人を比較してみると、障害のない人では、理解が「ある程度深まっている」が53.6%で、理解が深まっているとした人（約６割）が多くなっています。しかし、障害のある人では、理解が「かなり深まっている」（9.6%）と「ある程度深まっている」（35.5%）と回答した人は、合わせて５割以下となっており、認識に違いがみられます。

■ 障害者への理解の深まり

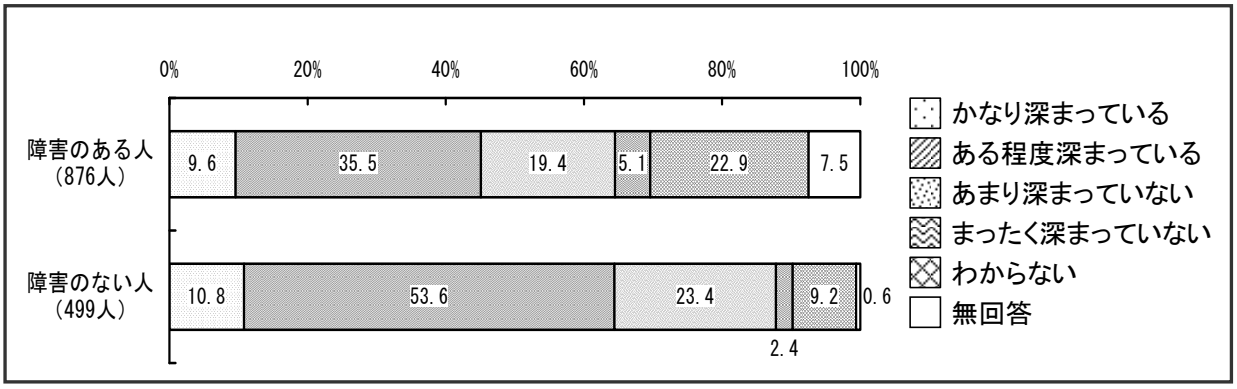

（８）ノーマライゼーションについて

障害のない人にノーマライゼーションについてたずねました。まず、『ノーマライゼーション』の認知度については、「内容まで知っている」が14.0%、「言葉だけ知っている」が24.6%で、「はじめて知った」の61.4%が最も多くなっています。平成18年に実施したアンケート結果と比較しても、割合に大きな変化はなく、『ノーマライゼーション』の認知度が進んでいないことがうかがえます。

また、『ノーマライゼーション』の考え方については、「賛成する」が45.3%、「ある程度賛成する」が39.7%で、賛成とする人が多くなっています。

■ 『ノーマライゼーション』の認知度

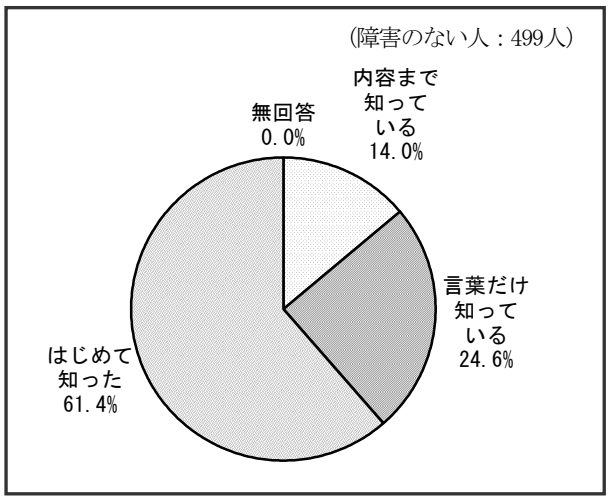

■ 『ノーマライゼーション』の考え方

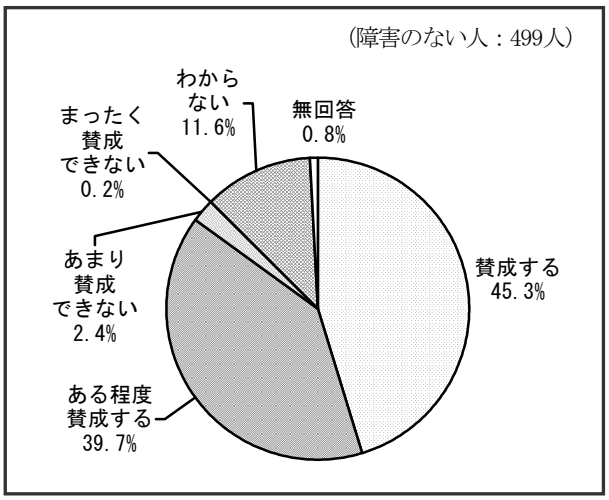

第３章　計画の基本的な考え方

１　計画の基本理念と目標像

【基本理念】

障害者基本法によると、障害者は、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の障害がある者」と定義されています。また、「すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるという理念」が明記されています。

本計画は、この基本理念や障害者への定義を強く認識し、障害の有無にかかわらず、すべての町民が個人として尊重される地域社会づくりをめざし策定するものです。

【目標像】

障害者基本法においては、障害がある人の「社会的障壁」として、「日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他いっさいのもの」と定義づけています。

本計画では、障害者にとっての「社会的障壁」を、障害者の社会参加、地域社会での共生、意志疎通や情報取得手段の機会拡大などを通じて取り除き、すべての障害者が障害のない人と等しく生活できる地域社会づくりをめざすものです。

上記の内容を端的に表現する“目標像”を

～ すべての町民が、自分らしく、
地域社会の中で明るく元気に暮らせるまちをめざして ～

とします。

２　計画の基本目標

「基本理念」を実現するための基本目標は、次の６つとなります。

基本目標

Ⅰ　障害や障害のある人のことを深く理解しよう
（町民の理解と交流の促進）

Ⅱ　障害のある人が気軽に相談できるしくみをつくろう
（情報提供と相談の充実）

Ⅲ　障害のある人の健康を守ろう
（保健・医療の充実）

Ⅳ　障害のある人が、その人らしく生きられる地域をつくろう
（住まいの場・日中活動の場の確保）

Ⅴ　障害のある人の社会参加を進めよう
（保育、教育、就労、社会参加の促進）

Ⅵ　障害のある人が安心して暮らせるまちをつくろう
（福祉のまちづくりの推進）

基本目標Ⅰ	障害や障害のある人のことを深く理解しよう （町民の理解と交流の促進）

障害者基本法に障害者に対する「差別の禁止」が明記され、平成25年には障害者差別解消法が制定されました。アンケート調査の結果からも、ノーマライゼーションの認知度は、いまだに十分とはいえません。このため、町民が障害や障害のある人に対する理解を深められるよう、日常的な啓発・広報活動、障害のある人とない人との交流、福祉教育の充実に努めます。また、専門的なボランティア活動などを推進し、障害者の支援を図るとともに、地域全体に障害や障害のある人への理解を浸透させていくよう努めます。

基本目標Ⅱ	障害のある人が気軽に相談できるしくみをつくろう （情報提供と相談の充実）

情報提供と相談は、地域での在宅生活の基盤を成すものです。障害のある人が気軽に相談でき、必要な情報を入手できるように、情報提供体制の充実を図ります。

特に、障害者自立支援法等からの制度上の流れにより、施設での生活から、地域と交わる暮らしへ移行するために、地域移行支援や地域定着支援、ケアマネジメントを行う計画相談支援など、多くの障害のある人が地域で暮らすための相談支援体制の充実が求められています。このため、自立支援協議会や地域の相談支援事業所などと連携を図りながら、障害のある人のニーズに対応した相談支援体制の充実を図ります。

基本目標Ⅲ	障害のある人の健康を守ろう（保健・医療の充実）

障害の重度化・重複化にともない、障害のある人の多くは何らかの健康不安を抱えており、健康づくりと日常的な健康管理は、「保健・医療」分野における大きな課題となっています。このため、健康相談・指導を充実させるとともに、医療機関や県、近隣の市町村との広域的な連携を図りながら、地域リハビリテーションの充実や障害者医療の確保をめざします。また、心の問題で悩んでいる人やその家族に対して精神保健活動の充実を図ります。

基本目標Ⅳ	障害のある人が、その人らしく生きられる地域をつくろう （住まいの場・日中活動の場の確保）

障害者基本法には「全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生すること」が大切であるとされています。このため、障害のある人がその人らしく、その人の意志で、地域で自立した生きがいのある生活を送る基盤を整備することを目指し、住まいの場や日中活動の場の確保、訪問系サービスや居住系サービス、日中活動系サービスの量的・質的な拡充を図ります。また、地域で生活を希望する人のニーズに応えられるよう、居住環境整備への支援を推進します。また、障害のある人が活動し、交流できる場として総合福祉センターを活用するとともに、地域活動支援センター事業等の充実を図ります。

基本目標Ⅴ	障害のある人の社会参加を進めよう （保育、教育、就労、社会参加の促進）

障害児支援の強化を図るために児童福祉法が改正され、通所・入所の利用形態別にサービスが一元化されました。児童が身近な地域で支援を受けられるよう、どの障害にも対応し、障害の特性に応じた専門的支援が提供されるよう質の確保が求められています。このため、近隣市町村と連携し、身近な地域で障害児通所支援・障害児入所支援事業が利用できる体制整備を進めることが必要です。また「就労」は、障害のある人が生活の糧を得る手段であるだけでなく、「社会参加」の最たるものとしても大きな意味を持っています。

さらに「生活の質」を高め、自分らしい生き方ができるよう、文化・スポーツなど余暇活動や生涯学習を促進します。

基本目標Ⅵ	障害のある人が安心して暮らせるまちをつくろう （福祉のまちづくりの推進）

東日本大震災を経験し、障害のある人に配慮した防災体制の整備が求められています。このため、福祉的な配慮のある避難所の確保や障害のある人の避難誘導体制の整備を図ります。

また、「移動しやすく活動しやすい」まちであることは、障害のある人が地域で自立し社会参加をしていくためにきわめて重要なことです。障害のある人にとって暮らしやすいまちとは、高齢者をはじめすべての町民にとって暮らしやすいまちでもあります。障害のある・なしにかかわらずだれもが自由に活動でき、安心して暮らせる福祉のまちづくりに向け、道路や公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化、移動手段の確保、防犯対策や権利擁護体制の確立などを推進します。

また、障害者虐待防止法が制定され、障害者の虐待に対応する体制づくりが求められています。自立支援協議会等との連携を図り、虐待防止ネットワークの構築に努めます。

第４章　基本計画

◇◆ 施策の体系 ◆◇

基本目標Ⅰ
障害や障害のある人のことを深く理解しよう（町民の理解と交流の促進）

- （１）理解促進・啓発活動の推進
- （２）交流活動・自発的活動の推進
- （３）福祉教育の充実
- （４）ボランティア活動の推進

基本目標Ⅱ
障害のある人が気軽に相談できるしくみをつくろう（情報提供と相談の充実）

- （１）情報提供の充実
- （２）相談体制と支援拠点の整備

基本目標Ⅲ
障害のある人の健康を守ろう
（保健・医療の充実）

- （１）健康づくりの推進
- （２）障害の原因となる疾病の予防と早期発見・早期対応
- （３）相談・訪問指導の充実
- （４）精神保健福祉対策の充実
- （５）障害者医療体制の充実

基本目標Ⅳ
障害のある人が、その人らしく生きられる地域をつくろう
（住まいの場・日中活動の場の確保）

- （１）在宅生活への支援の充実
- （２）日中活動及び活動の場の確保と充実
- （３）住まいの場の整備と確保
- （４）補装具・日常生活用具の利用促進
- （５）難病特性に配慮した難病患者の支援

基本目標Ⅴ
障害のある人の社会参加を進めよう
（保育、教育、就労、社会参加の促進）

- （１）障害児通所支援事業の推進
- （２）障害児保育・教育の充実
- （３）コミュニケーション手段の確保
- （４）一般就労の促進
- （５）福祉的配慮のされた働き場の確保
- （６）学習、文化、スポーツ・レクリエーション活動の促進

基本目標Ⅵ
障害のある人が安心して暮らせるまちをつくろう（福祉のまちづくりの推進）

- （１）移動の確保
- （２）道路・公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化
- （３）防災・防犯体制の確立
- （４）差別の解消及び権利擁護体制の推進
- （５）障害者虐待防止対策体制の構築

第１節　障害や障害のある人のことを深く理解しよう

（町民の理解と交流の促進）

□■ 現況と課題 ■□

障害に対する理解の促進は障害者福祉を推進する上で最も重要なことのひとつです。

障害のある人に対するアンケート結果によると、ここ数年の障害や病気のある人への理解は「かなり深まっている」が 9.6%、「ある程度深まっている」が35.5%となり、「あまり深まっていない」は19.4%、「まったく深まっていない」は 5.1%という結果になっています。

また、障害のない人へのアンケート結果をみると、身体障害のある人に対して「差別や偏見がある」と答えた人は41.2%、知的障害者に対しては53.7%、精神障害者に対しては58.7%、難病患者に対しては33.7%という結果になりました。

今後もより一層障害に対する理解促進に努める必要があります。

さらに、障害のない人へのアンケート結果において「障害のある人とない人がお互いに理解しあい共に生きる社会づくり」を実現するためには、「学校教育の中で、障害や病気、福祉に関する学習を充実する」が51.7%と最も多くなり、「障害や病気のない人が障害についての理解が深められるように情報提供を充実する」が27.7%「障害や病気のある人とない人が交流する機会を設ける」が22.4%と多くなっています。

学校における交流学習の充実や、地域交流事業の推進などに努める必要があります。

一方、今後は公的な福祉サービスのすき間を埋め、障害のある人の地域生活を豊かにするための支援を行う、ボランティア等の活動の促進がより大きな意味を持つようになると考えられます。

今回実施した障害のない人へのアンケート結果によると、ボランティア活動を「現在している」人は 9.2%ですが、「できることがあれば今後してみたい」と答えた人は49.4%でした。このように、ボランティアに参加してみたいと考えている約５割の町民がボランティアにかかわれるように、また、それ以外の人も関心が持てるように、ボランティアに対する支援策を充実する必要があります。

■ 障害のある人への差別や偏見の有無

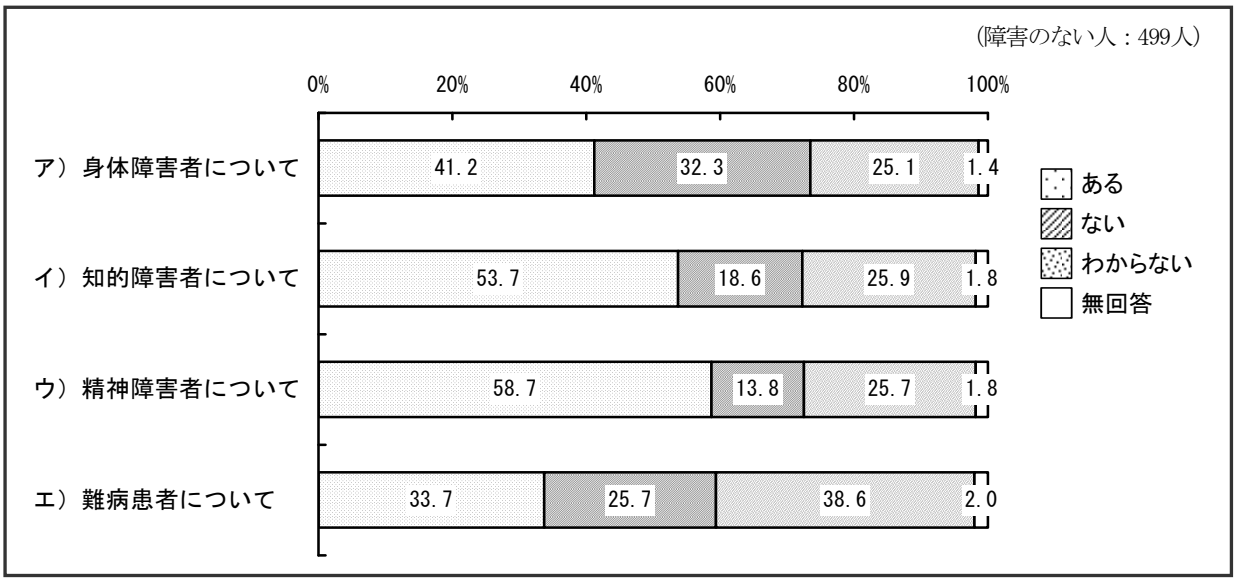

■ 地域におけるお手伝いやボランティアの状況

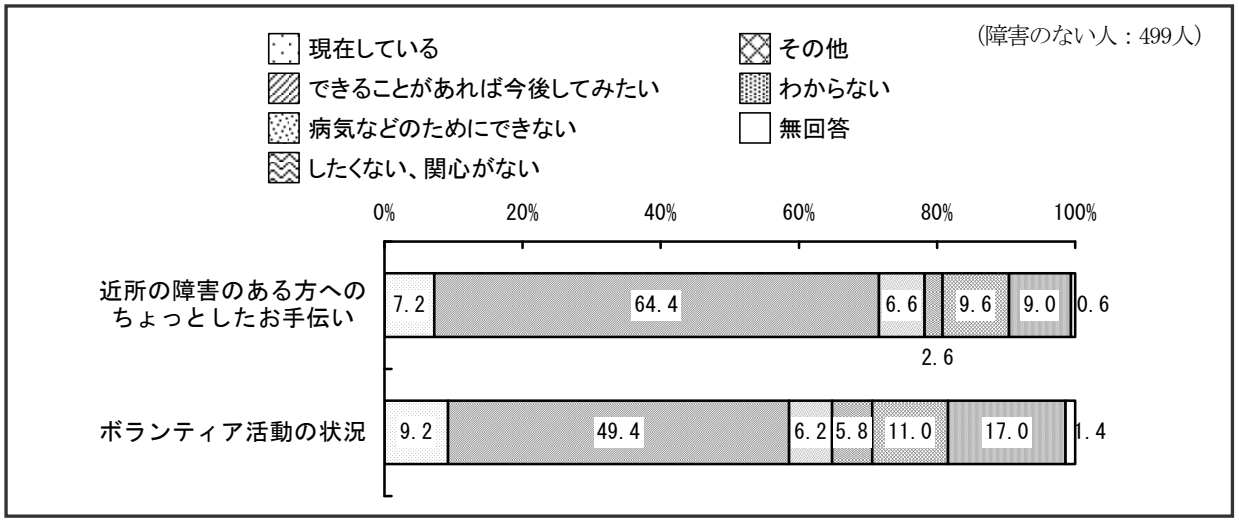

□■ 施策の方向 ■□

（１）理解促進・啓発活動の推進

障害者に対する差別や偏見といった「心の壁」の除去は、依然として大きな課題となっています。

また、平成24年10月1日に施行された、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」に基づき、障害のある人への虐待を防止するとともに、併せて虐待の早期発見に努めています。

そして、指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権擁護、虐待防止のため、責任者を置く等の必要な体制を整備し、従業員に対して研修を実施する等の措置を講じる必要があります。

すべての町民の障害や障害のある人への深い理解を促すため、広報・啓発活動の充実を図り、ノーマライゼーションの根付いた地域社会づくりを目指します。

事業名と内容	担当部署
1 **広報紙等によるＰＲ活動** 「広報おがわ」や町のホームページなど多様なメディアを通して、すべての町民に障害者施策のＰＲを図ります。 また、多様な機会を通じて、障害や障害のある人への理解や支援に関する広報・啓発を図ります。そして、障害者自らが啓発を推進するプログラムの実施等を支援していきます。	政策推進課 福祉介護課

（２）交流活動・自発的活動の推進

障害のある方やその家族が地域で孤立せず、積極的に活動できるように、地域住民を含めて行う様々な自発的な活動を支援します。また、障害のある方が参加しやすくなるような環境づくりにも努めます。

事業名と内容	担当部署
2 **地域交流事業と自発的活動** 地域のイベント等へ障害のある人をはじめ幅広い町民の参加を促進するために、情報の提供と体制の充実を図ります。 また、障害のある方、その家族、地域住民が行う自発的活動（ピアサポート・災害対策・孤立防止活動・ボランティア活動など）を支援していきます。 さらに、障害者手帳を新規に取得した人などに、障害者団体の活動情報を提供し、交流を促進していきます。	政策推進課 福祉介護課 生涯学習課
3 **交流事業の参加環境の改善** 多くの障害者が地域のイベント等に参加しやすいように手話通訳者の派遣や車いす席の確保等に配慮します。	福祉介護課 関係各課

（３）福祉教育の充実

子どもの頃から、障害や障害のある方に対しての支援や理解、認識を深めていけるように学校教育における福祉教育の充実に努めます。また、地域住民への普及・啓発と理解の浸透を図るため、生涯学習の場での福祉学習の機会を充実させます。

事業名と内容	担当部署
４　学校教育における福祉教育の充実 学校における福祉教育を充実するにあたっては、各種福祉体験や交流教育など障害のある方と身近に接し、理解を深める機会づくりを推進していきます。 また、障害のある方に対する理解を深め、互いの人格と個性を尊重しながら、共生社会の実現を目指します。	学校教育課 福祉介護課
５　福祉学習機会の充実 地域福祉や福祉施策に関する研修会、講演会などを推進します。	福祉介護課 生涯学習課

（４）ボランティア活動の推進

ボランティア活動は、障害のある方に対して、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできるような重要なサービスを提供するとともに、ボランティアを通じて、障害や障害のある人に対する理解が深まる大切な機会となります。

地域住民をはじめとして、小川町社会福祉協議会を中心とした各種福祉団体と連携しながら、ボランティア活動の普及・啓発やボランティアネットワークづくりなどの活動環境の整備を図ります。

事業名と内容	担当部署
６　ボランティアセンターの充実 コーディネーター・アドバイザー機能の充実を図るとともに、登録ボランティア数を拡充できるよう、多くの町民が参加できる環境づくりに努めます。また、ボランティアセンターが中心となり、多様なボランティアのネットワークづくりを推進します。地域課題解決のための住民の参加と協力は必要不可欠です。	福祉介護課
７　障害者に対応した専門的ボランティアの育成 点訳*1や手話*2、ガイドヘルパー*3、障害のある人に対する専門的ボランティア及びサポーターなどの育成を引き続き図ります。また、手話教室の上級コースへのプログラム作成など、レベルアップ講座を受講できる体制を整備します。	福祉介護課

＊１　点訳：印刷された文字などを点字に改めること。所定の講習などを受けて点訳の技術を習得し、視覚障害者のために点字の文書を作成するボランティアが点訳ボランティアです。

＊２　手話：聴覚障害者のコミュニケーション手段の一つであって、手の型や位置、動きを組み合わせて意味を表わすものです。手話通訳者とは、国や県、自治体の試験を経て、認定・登録される人です。

＊３　ガイドヘルパー：脳性まひによる肢体不自由などの全身性障害者、重度の視覚障害者および知的障害者が外出する際に付き添い、介護するヘルパー。

【アンケートからの意見】

障害がある人もない人も共に人間の尊厳性を認め、人権を尊重し、差別と偏見のない社会の実現に向かって、町一丸となって努力していかなければならないと思います。(一般)

「困っている人を見つけたら助けることが当たり前」という人たちがもっと増えると嬉しいです。それにはいろんな障害を持った人たちが「街にたくさん居て当たり前」にならないと難しいかと思います。(知的障害)

第２節　障害のある人が気軽に相談できるしくみをつくろう

（情報提供と相談の充実）

□■ 現況と課題 ■□

障害や病気のある人が、困った時に適切な情報が得られ、的確な相談相手により解決策等が示されることは重要なことです。また、自らが多様な福祉サービスや事業者を選択し、適切で効果的に利用するためには、正確で分かりやすい情報を、身近で手軽に入手できることが不可欠です。

町では、「広報おがわ」や町ホームページの充実による幅広い情報提供を行うとともに、点字化・録音テープ化など、障害や病状に配慮した情報提供手段を充実させてきました。必要な情報が的確に伝わるよう、今後も、様々な媒体を活用した情報提供体制づくりが重要となっています。

今回実施した障害や病気のある人へのアンケート結果においては、困った時に気軽に相談できる相手について、「いない」と答えた人は、身体障害者の22.0%、知的障害者の32.7%、精神障害者の28.8％、難病患者の14.5%となっています。さらに、悩み事などを相談する時に困ることとして、「どこに問い合わせたらよいのかわからない」と答えた人は身体障害者で19.1%、知的障害者で28.6%、精神障害者で23.3%となっています。

■ 情報や相談で困ること

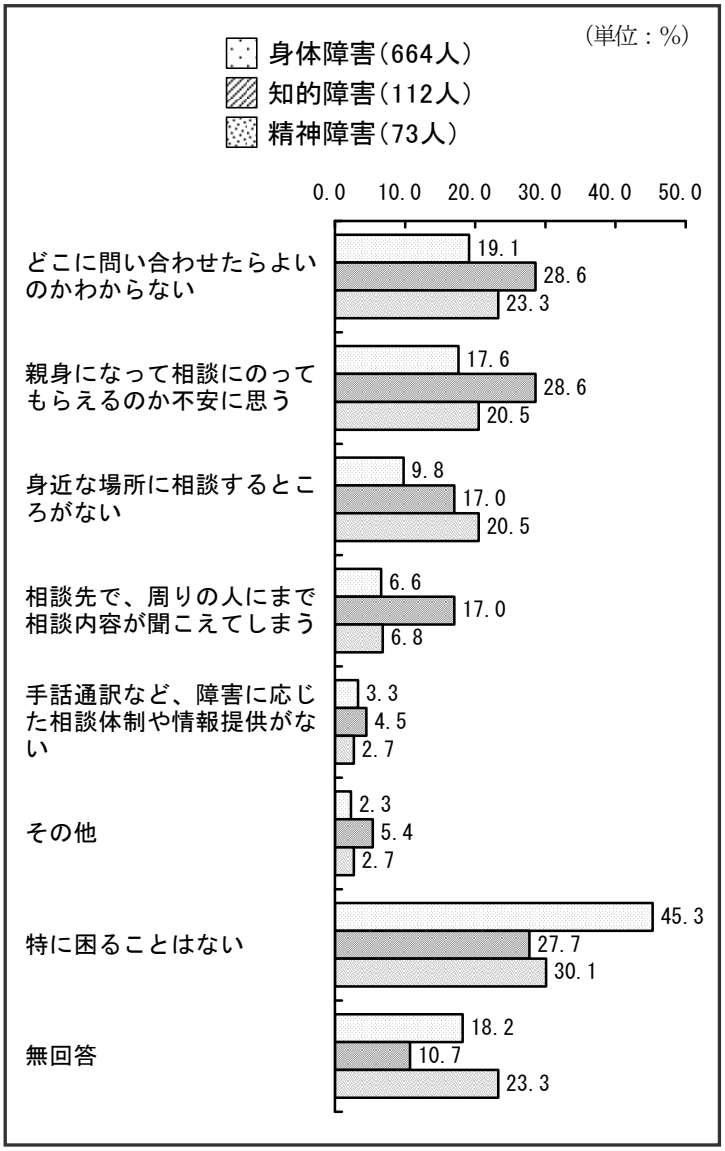

障害や病気のある人が、相談場所等がわからず、情報不足により孤立してしまわないためには、相談ボランティアやピアカウンセリング*1を充実するとともに、相談支援機関について、わかりやすい情報提供が重要です。さらに、相談体制の充実を図るため、近隣市町村や関係機関とともに、相談やサービスの提供・調整等を行う拠点の整備に努めていきます。

□■ 施策の方向 ■□

（1）情報提供システムの充実

障害のある人が必要な情報をいつでも入手できるように、情報のネットワーク化を推進するとともに、町ホームページの活用による情報提供、「障害者福祉のしおり」の配付を行います。また、視覚障害者のための点字版または音声による情報提供、聴覚障害者のためのメールを活用した情報提供など、様々な媒体・機器を活用して情報提供体制の充実を図ります。

事業名と内容	担当部署
8 障害者福祉のしおりの配付 障害者施策や制度に基づき、「障害者福祉のしおり」を作成し、手帳交付時に配付します。制度などの周知を図ります。	福祉介護課
9 広報紙等の点字版・音声版・拡大文字版の設置や配付 広報紙等の拡大文字版を設置するとともに、音声版の配付・図書館での貸出拡大を推進します。また、ＳＰコード*2読み上げ装置の活用を図ります。	政策推進課 福祉介護課 生涯学習課
10 情報提供体制の整備 障害のある人が行政情報等を気軽に入手できるように、町ホームページの充実に努めるとともに、聴覚障害者等に防災行政無線情報を携帯メールに配信するサービスなど、情報通信機器を活用した情報提供に努めます。	総務課 政策推進課

＊１ ピアカウンセリング：障害のある人などが、自らの体験に基づいて、同じ仲間として障害のある人などの相談に応じ、ともに問題解決を図ること。
＊２ ＳＰコード：二次元バーコード。専用の読み取り機を使い、記録されている情報を音声で聞くことができます。

（２）相談体制と支援拠点の整備

障害のある人やその家族が、気軽に適切な相談・助言を受けられるよう、障害者相談員や民生児童委員等による相談活動の充実を図ります。特に、自立支援協議会の機能強化を図るなど周辺市町村と連携し、総合的な相談、生活支援、情報提供体制など相談機関の充実を図ります。また、障害者の地域での自立生活を支援するため、障害者の自己決定やニーズを的確に把握した相談やサービスの提供・調整等を行う拠点を整備するとともに、各種の相談支援サービスの充実に努めます。

事業名と内容	担当部署
11　相談体制の整備・専門的な相談員の確保 関係機関・各相談窓口のネットワーク化を進めるとともに、専門的な知識を有する相談員を確保します。また、自立支援協議会と相談支援事業者の連携強化を図るとともに、「基幹相談支援センター」の機能強化を推進します。 【指定障害福祉サービス】 ・基本相談支援 ・地域相談支援 ・計画相談支援 【地域生活支援事業】 ・相談支援事業（基幹相談支援センター・自立支援協議会等）	福祉介護課
12　相談員研修会の実施 障害者相談員や民生児童委員などに対する研修会や講演会、県連絡会報などの情報から相談員の能力向上や体制の見直しを図り、身近な地域での相談活動の充実を図ります。	福祉介護課
13　ピアカウンセリングの推進 障害のある人が互いに平等な立場で、話を聞き合い、適切な助言をしながら、地域での自立生活を実現するための生活設計支援を行います。 また、障害当事者による相談（ピアカウンセリング）を推進し、互いを尊重し合い、精神的サポートや自立のための情報提供の役割を果たします。	福祉介護課
14　地域生活支援拠点の整備 相談やサービスの提供・調整等を行う拠点を整備し、地域における自立生活支援を総合的に推進するシステムの構築を図ります。 【地域生活支援事業】 ・相談支援事業	福祉介護課

【アンケートからの意見】

得ることができる情報はインターネットなどで誰でも得ることができる情報のみで、地域的な状況に即した情報を得ることがなかなかできない。(知的障害)

災害（防災無線）など聞こえないので、今はほとんどの人が携帯をもっています。自分もTELがダメなので、家族などの連絡手段はメールでしています。他の市町村はすでにメール配信しています。(身体障害)

第３節　障害のある人の健康を守ろう　（保健・医療の充実）

□■ 現況と課題 ■□

障害のある人へのアンケート結果によると、今後、障害者福祉施策全般の中で特に力をいれるべきものとして、「障害や病気の発生を予防するとともに、早い段階で適切な治療や療育を進める」が24.2%で多くなっています。

また、健康管理や医療について困ったり不便に思ったりしていることについては、「特に困ったことがない」が多くなっていますが、知的障害では、「専門的な治療を行っている医療機関が近くにない」が21.2%、「症状が正確に伝わらず、必要な治療が受けられない」が20.4%となっています。

今後は、障害の原因となる疾病を予防するため、健康や健康づくり活動に関する情報の提供を行い、住民参画のもとで健康づくり活動を推進していくことが必要です。各種健（検）診の実施や、健（検）診後の指導充実を図り、疾病の予防や早期発見・早期対応に努める必要があります。

■ 健康管理や医療で困ること

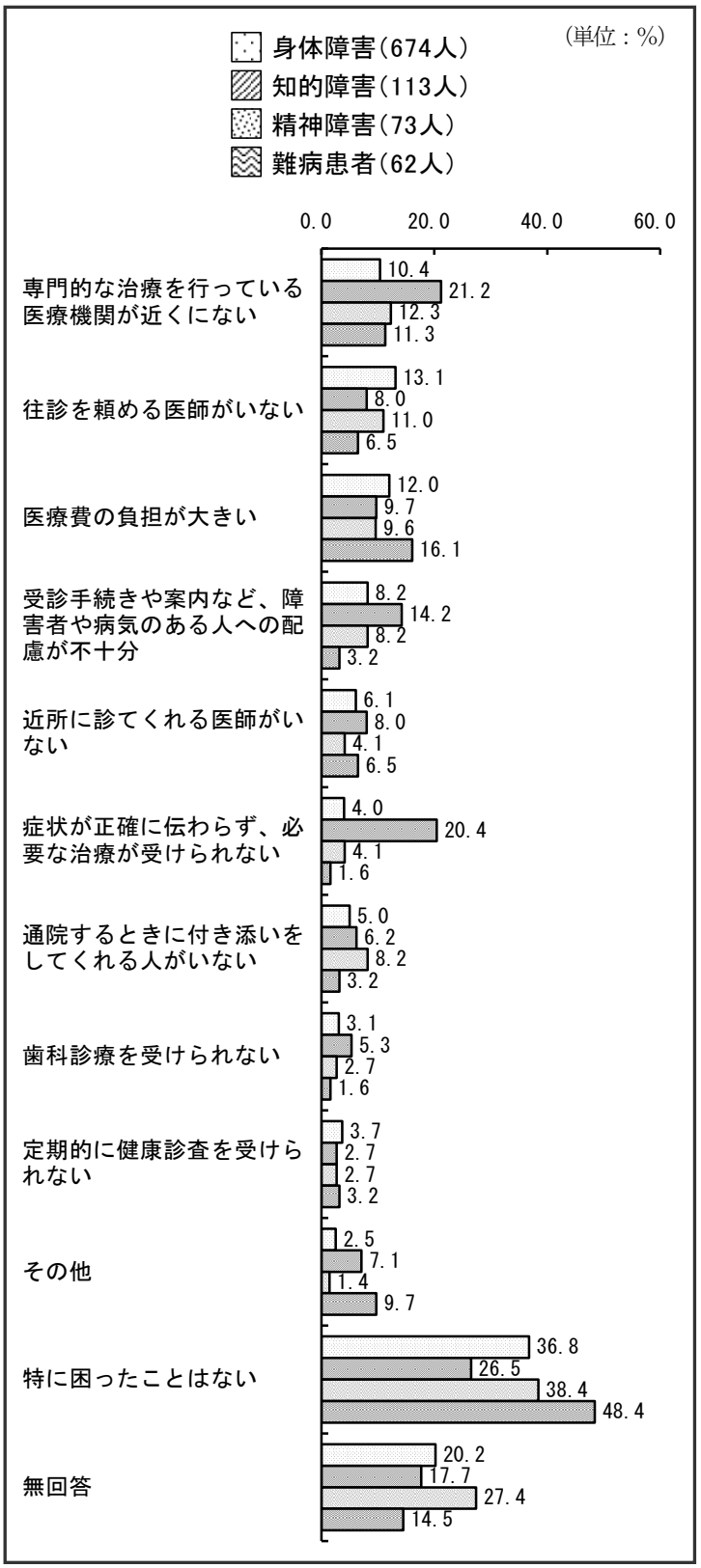

さらに、障害のある人や難病患者の療育上の相談に応じるために、健康相談・訪問指導を実施し、継続的・定期的な支援を行うことが大切です。

障害や病気のある人に対するアンケート結果では、かかりつけの歯科医が「いる」人は58.6%となっています。自分ひとりでは歯の健康を保つことが困難な、障害のある人への歯科保健事業を行うとともに、自立支援医療などの医療費の負担を軽減するための給付制度を周知し、障害のある人が安心して医療サービスを受けられる障害者医療体制の整備を図る必要があります。

□■ 施策の方向 ■□

（1）健康づくりの推進

障害の原因となる疾病を予防するとともに、障害のある人の健康管理のため、健康教育、健康相談などの充実に努めます。また、「こころの健康づくり」に取り組み、精神保健に関する情報提供などに努めます。

事業名と内容	担当部署
15 健康づくりの推進 疾病の予防をめざし、健康相談や栄養・運動両面での健康教育を充実していきます。また、引き続き「こころの健康づくり」事業を推進します。	町民生活課 健康増進課

（2）障害の原因となる疾病の予防と早期発見・早期対応

各種健（検）診および健（検）診後の指導を充実し、障害の要因となる疾病の予防と早期発見・早期対応に努めます。

事業名と内容	担当部署
16 健（検）診事業の充実 各種の健（検）診事業の充実を図り、生活習慣病などが原因の障害の予防や、早期発見・早期対応に努めるとともに、健（検）診を受けやすいような環境づくりに努めます。 また、健（検）診後指導を充実させ、生活習慣の改善を図るなど疾病の重症化を防ぐことで、障害の予防に努めます。	町民生活課 健康増進課

（３）相談・訪問指導の充実

障害のある人や難病患者の療養上の相談や健康管理に応じるため、相談機会を充実させるとともに、継続的な支援を行います。

事業名と内容	担当部署
17 健康相談・訪問指導の実施 健康相談を実施し、療養上の支援や情報提供をするとともに、継続的援助、定期的な関わりを必要とする人に対する訪問指導・訪問相談を行います。	健康増進課

（４）精神保健福祉対策の充実

心の問題で悩んでいる人、精神障害のある人およびその家族に対する相談の実施、社会参加のための事業など、精神保健福祉事業の推進に努めます。

事業名と内容	担当部署
18 精神保健福祉事業の推進 電話、来所、訪問相談を随時実施するとともに、専門職による相談日を設け、心の問題で悩んでいる人、精神障害のある人、及びその家族に対し相談や情報提供を行います。 また、保健所・生活支援センターなど関係機関と連携し幅広い対応を推進するとともに、当事者や家族の社会参加を引き続き支援し、社会復帰の促進に努めます。	福祉介護課 健康増進課

（５）障害者医療体制の充実

障害のある人が安心して医療サービスを受けられるよう、医療に関する情報提供に努めるとともに、歯科保健医療事業、精神科救急医療体制などについて、近隣市町村・関係機関と協力して充実を図ります。また、重度心身障害者医療費助成や自立支援医療など、医療費負担軽減の周知を図ります。

事業名と内容	担当部署
19 障害者医療体制の充実・利用の促進 安心して医療サービスを受けられるように地域の医療機関と連携し、医療体制の充実に努めます。 また、歯科治療等を行う県立障害者歯科診療所、精神疾患に対する専門的な治療を行う県立精神医療センター、夜間などの緊急的な医療相談を行う精神科救急情報センター、障害の重度化などに伴うリハビリテーションに対応する県総合リハビリテーションセンターを有効利用できるよう情報提供に努めます。	福祉介護課 健康増進課
20 医療給付制度の周知の促進 重度心身障害者医療費助成、自立支援医療（精神通院・更生医療・育成医療）など医療給付制度についての周知を図り、利用の促進に努めます。	福祉介護課

第４節　障害のある人が、その人らしく生きられる地域をつくろう
（住まいの場・日中活動の場の確保）

□■ 現況と課題 ■□

障害のある人が、在宅においてその人らしく生活を送るためには、一人ひとりのニーズに対応した、多様なサービスが用意される必要があります。また、それらのサービスが必要な人に提供されるように適切な調整が行われる必要があります。

障害者の在宅生活を支援するために、指定障害福祉サービス（自立支援給付サービス）として「訪問系サービス」、自立訓練などの「日中活動系サービス」、住まいの場を提供する「居住系・施設サービス」があります。

障害のある人へのアンケート結果によると、身体障害・知的障害・精神障害の約３割の人が、指定障害福祉サービス（自立支援給付サービス）を利用しています。その中では、35.4％の人が「日中活動系サービス」、31.3％が「訪問系サービス」、21.7％が「居住系・施設サービス」を利用しています。

また、指定障害福祉サービス（自立支援給付サービス）以外にも、訪問入浴サービスや地域活動支援センター事業などの地域生活支援事業を実施しています。指定障害福祉サービスは全国同一内容のサービスですが、地域生活支援事業は、利用料等の具体的な内容を市町村が主体的に決定できるサービスであり、本町の障害福祉施策の特色を出すものとして、適切なサービスメニューを推進していく必要があります。

一方、福祉制度によるサービスだけに頼らず、地域住民の理解と協力のもとに自立した生活が送れるよう、環境づくり・意識づくりも重要な課題と考えられます。

■ 障害福祉サービス利用の有無

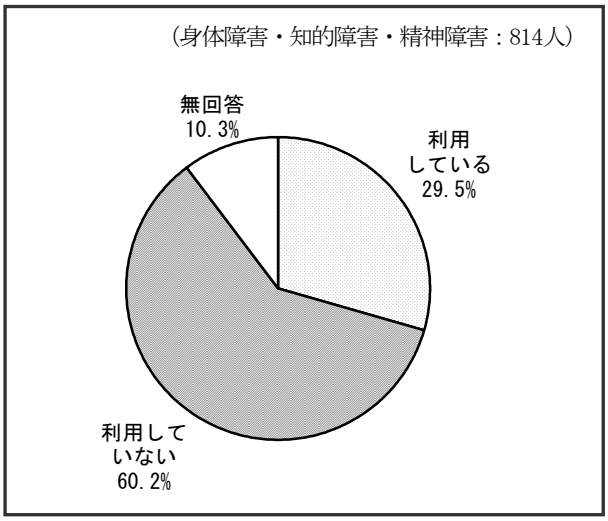

■ 難病患者の福祉サービスの利用意向

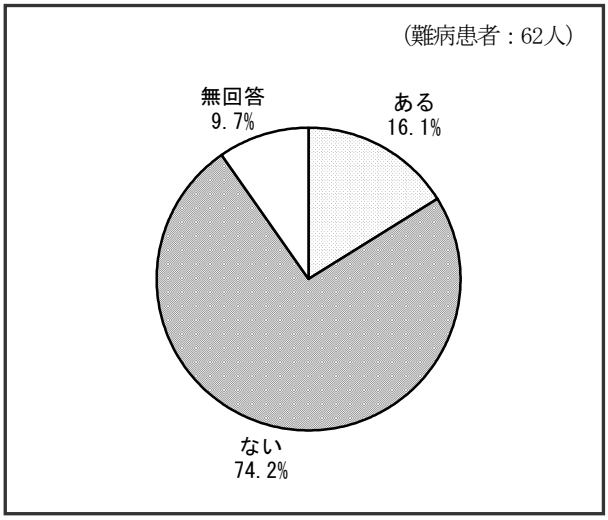

□■ 施策の方向 ■□

（１）在宅生活への支援の充実

日常生活を営むことが困難な障害のある人の在宅生活を支援するため、ホームヘルプや訪問入浴・配食等のサービスの充実を図ります。また、介護者の病気などにより一時的に介護が困難になった場合には、ショートステイ（短期入所）などを活用し、生活を支援します。

事業名と内容	担当部署
21 訪問系サービスの充実 ホームヘルパーによる、身体介護や家事援助などのサービスを充実させ、必要なサービスを受けられるよう支援します。 【指定障害福祉サービス】 ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・重度障害者等包括支援	福祉介護課
22 日常生活支援サービスの推進 入浴・配食サービス・紙おむつ利用料助成・生活サポート事業など、障害のある方への日常生活における支援を推進します。 【地域生活支援事業】 ・地域移行のための安心生活支援（任意事業） ・訪問入浴サービス（任意事業）	福祉介護課
23 ショートステイ（短期入所）の充実 介助者の病気等により介護が困難になった障害のある方が、短期的に施設入所するショートステイ事業の充実を図ります。 【指定障害福祉サービス】 ・ショートステイ（短期入所）	福祉介護課

（２）日中活動及び活動の場の確保と充実

障害のある人が、日中を有意義でメリハリのある活動を送れるように、「生活介護」「自立訓練（生活訓練・機能訓練）」などを実施し、日中活動の機会および活動の場の充実を図ります。また、障害のある人の団体活動や交流の場として、総合福祉センターの活用を図るとともに、日中活動の場として、身近な地域に地域活動支援センターの充実に努めます。

事業名と内容	担当部署
24 日中活動系サービスの推進 「生活介護」「自立訓練」「療養介護」事業等を充実し、障害のある方の日中活動の機会および場を確保します。 【指定障害福祉サービス】 ・生活介護 ・自立訓練（機能訓練・生活訓練） ・療養介護	福祉介護課
25 日中一時支援事業の実施 障害のある方の日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等の必要な支援を行います。 【地域生活支援事業】 ・日中一時支援事業（任意事業）	福祉介護課
26 総合福祉センターの活用 障害者団体の活動や交流を支援する場として、総合福祉センターの活用を図ります。町民のコミュニケーションの場として、交流を通して建物全体で福祉の輪をつなぎ、広げていく役割を担っています。	健康増進課
27 地域活動支援センターの整備 障害者の日中活動の場として、身近に利用できるよう町内に地域活動支援センターの整備を検討します。 【地域生活支援事業】 ・地域活動支援センター	福祉介護課

（３）住まいの場の整備と確保

障害のある人が、住み慣れた地域や家庭で生活を続けられるためには、障害の内容等に対応した住宅は必要不可欠なものです。そのため、住宅改造の助成、町営住宅における障害者向け住宅の確保を図るとともに、共同生活援助(グループホーム)の整備について近隣市町村とともに促進に努めます。

また、真に入所が必要な障害者などについては、「施設入所支援」のサービスの利用を促進します。

事業名と内容	担当部署
28 住宅改造助成制度の充実 在宅の重度身体障害者が、住環境の改善を行う場合、改修費等の給付や整備費補助金の給付を行います。日常生活の利便性の向上を図るためにも補助制度の周知に努めます。	福祉介護課
29 住宅相談の充実 町の住宅相談員による定期住宅相談の充実を図ります。 また、広報紙による住宅情報の周知を推進します。	建設課
30 町営住宅の整備 町営住宅の建て替え等に合わせて、障害のある人や高齢者に配慮した住宅の整備を進めます。	建設課
31 共同生活援助（グループホーム）の設置促進 共同生活援助（グループホーム）の整備に努め、利用を促進します。 【指定障害福祉サービス】 ・共同生活援助（グループホーム）	福祉介護課
32 生活ホームからの共同生活援助への移行促進 共同生活援助（グループホーム）の整備と合わせて、その移行を促進します。	福祉介護課
33 施設入所の支援 真に入所が必要な重度障害者などについて、「施設入所支援」を行います。 【指定障害福祉サービス】 ・施設入所支援	福祉介護課

（４）補装具・日常生活用具の利用促進

補装具や日常生活用具等の福祉機器に関する情報の提供に努め、補装具・日常生活用具の利用を促進します。また、障害のある人や、日常生活において車いすを必要とする人に対し、小川町社会福祉協議会により一定期間車いすの貸し出しを行います。

事業名と内容	担当部署
34 福祉機器情報の提供 「障害者福祉のしおり」等の活用により、補装具や日常生活用具などに関する情報を提供し、必要とする方の利用を促進します。	福祉介護課
35 車いすの貸与 日常生活において車いすを必要とする方への貸出を促進します。	福祉介護課
36 補装具費および日常生活用具の給付事業の充実 補装具・日常生活用具の利用促進に努めます。 【自立支援給付】 ・補装具費 【地域生活支援事業】 ・日常生活用具給付等事業	福祉介護課

（５）難病特性に配慮した難病患者の支援

平成25年4月1日から施行された「障害者総合支援法」の一部改正により、制度の谷間のない支援を提供するため、障害者の範囲に難病等が追加され、障害福祉サービスや相談支援等が利用できるようになりました。

事業名と内容	担当部署
37 難病患者の生活支援等の充実 介護等が必要な難病患者に対し、介護給付、訓練等給付、補装具、日常生活用具の給付または貸与等の障害福祉サービスを実施します。また、患者相互の交流を支援します。	福祉介護課

【アンケートからの意見】

小川町内にグループホームや施設など作ってほしいです。親が高齢になった時、安心して預けられる場所を確保したいです。(知的障害)

身体が不自由で好きな料理や裁縫、買物などに行けない。出来ない。一緒に行って（介助してもらいたい）もらえたら嬉しい。(難病)

第５節　障害のある人の社会参加を進めよう
（保育、教育、就労、社会参加の促進）

□■ 現況と課題 ■□

障害のある人が地域の中でその人らしく自立した生活を送れるとともに、積極的に社会参加をしていく環境づくりを進めることが重要です。さまざまな社会参加の中でも「就労」については、単に生活していくための糧や生きがいなどを得る手段であるだけでなく、社会参加の最たるものとして重視されています。

今回実施した障害のある人へのアンケート結果においては、今後、特に力をいれるべきこととして、「働く場の確保や就労環境の改善」が21.3%で多くなっています。また、知的障害者では「福祉的就労の場を整備する」が25.7%と高く、障害等に応じた働く場の整備についての意向がうかがえます。

一方、同じ設問において、「障害のある子どもたちの可能性を伸ばす教育」が12.1%、「障害のある人とない人の交流促進」が11.5%となっています。

幼稚園・保育園等や学校のことで困ることについては、「放課後や長期休暇などの過ごし方が難しい」が19.5%で最も多くなっています。

また、コミュニケーションや情報収集が困難な視覚障害者、聴覚障害者などの日常生活の利便性の向上や社会参加や自立を促進するため、コミュニケーション手段の確保を図ることは重要な課題です。点訳、要約筆記、手話通訳の人材確保などを図る必要があります。

さらに、スポーツやレクリエーション等の余暇活動や生涯学習活動は、生活の質を高め、自分らしい生活を送るためにも欠かせないものです。障害のある人もない人もともに参加できる講座やイベントを充実するとともに、活動の情報提供や仲間づくりの支援を充実する必要があります。

■ 園や学校のことで困ること

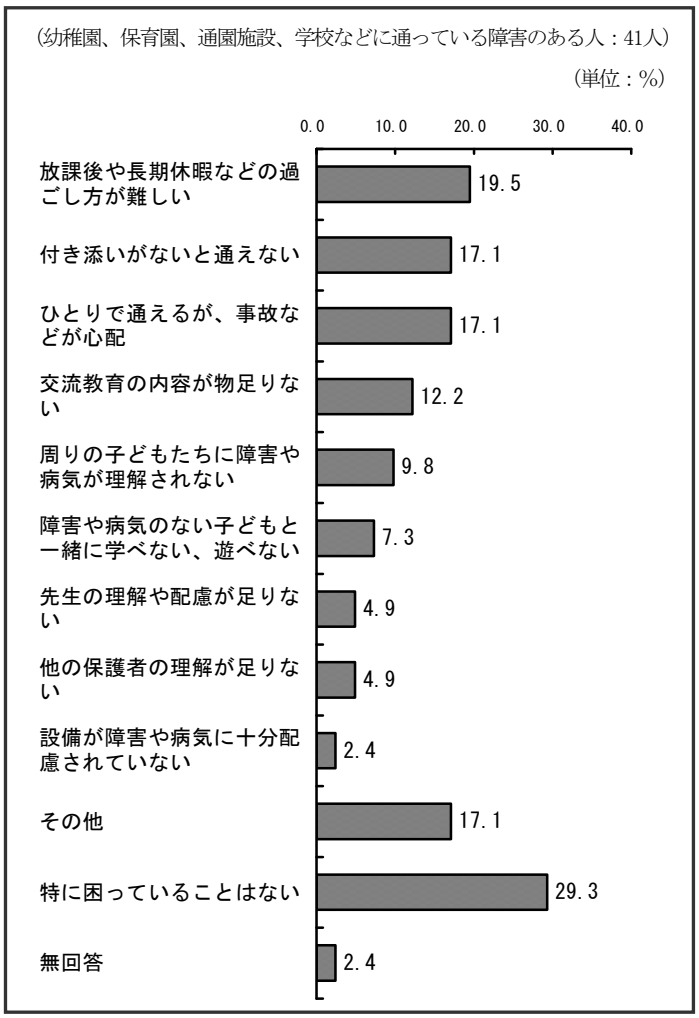

□■ 施策の方向 ■□

（１）障害児通所支援事業の推進

子ども・子育て支援法に定められている理念に基づき、障害福祉計画における障害児支援においても「小川町子ども・子育て支援事業計画」及び「埼玉県子ども・子育て支援事業支援計画」と調和が保たれたものとする必要があります。そして、身近な地域で、どの障害にも対応できる障害児サービスが提供され、継続的に特性に応じた専門的な支援が行われるよう、体制の整備を図ります。

また、母子保健施策との緊密な連携のもと、障害児の早期発見、早期療育の仕組みや療育と教育の連携を図った上で、乳幼児期、学齢期、成年期、そして高齢期とライフステージを通じての一貫した支援体制の構築が重要です。

事業名と内容	担当部署
38 児童発達支援センター 障害の重度化・重複化・多様化に対応する専門的機能強化を図った上で、地域における中核的支援施設として位置づけます。重層的な障害児支援の整備の必要性から、近隣市町村と連携し、広域的な整備を検討します。	福祉介護課 子育て支援課
39 児童通所支援事業 放課後等デイサービスや保育所等訪問支援を実施します。放課後等デイサービスにおいては、学校教育と相まって障害児の自立を促進し、放課後の居場所づくりを推進します。また、保育所等訪問支援の提供により、保育所の安定した利用を促進します。また、療育支援事業として、こども発達相談や親子教室等を実施し、親子の成長を支援します。	福祉介護課 子育て支援課 健康増進課

（２）障害児保育・教育の充実

障害のある幼児や児童・生徒の、個々の障害に応じた適切な保育・教育のために、福祉と連携した就学相談や指導、特別支援教育の充実を図ります。そして、乳幼児期から学齢期を通じて、家族や友人、学校の先生や地域の人々などの大人たちと係わることで様々なことを学び、生きる力を身に付けて行きます。また、保育所、幼稚園、小学校の連携による切れ目のない一貫した支援や交流保育・交流教育による子ども同士のふれあいのなかで、ともに健やかに成長できる環境づくりを進めます。

さらに、障害についての教職員の専門性の向上と理解促進を図るための研修等を行っていきます。

事業名と内容	担当部署
40 障害児保育の充実 必要な施設の整備、介助体制など受け入れ体制を充実させ、保育所における障害児の受け入れを図ります。	子育て支援課
41 教育相談・就学支援の充実（特別支援教育の推進） 健康増進課、各学校の特別支援教育コーディネーター*1や関係機関との連携を図りながら、個々のニーズに応じた教育相談を継続的に実施します。「就学支援委員会」を充実し、専門的立場から適正な教育支援を具体的に検討し、就学支援を行います。	学校教育課
42 特別支援学級の充実 特別支援学級の効率的な運営を図るため、学校生活サポーターや特別支援特配の申請・配置に努めます。 また、通級指導教室の増設を検討します。	学校教育課
43 交流教育の充実 障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒との合同学習・共同活動など交流の機会拡大に努め、交流教育の充実を図ります。	学校教育課
44 教職員の資質向上の推進 特別支援学級や通常学級において、障害のある児童・生徒に係わる教職員の資質向上のため、障害や軽度発達障害などの学習障害*2に関する校内研修などを実施します。	学校教育課

＊１　特別支援教育コーディネーター：特別支援教育におけるコーディネーター的な役割を担う教員のこと。各学校における特別支援教育の推進のため、委員会や研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担います。

＊２　学習障害：知的な遅れがないにもかかわらず、聞く・話す・読む・書く・計算する・推論するなどの特定の能力間のバラつきがとても大きく、そのために学習に様々な困難をかかえる障害のこと。

（３）コミュニケーション手段の確保と情報アクセシビリティの向上

障害のある人が可能な限り意志疎通を行えるように配慮していくことが重要とされています。視覚障害者や聴覚障害者など、情報の入手やコミュニケーションの困難な人に対する意思疎通の支援や情報アクセシビリティ*の向上において、小川町社会福祉協議会を中心に、これまで総合的に進めてきました。障害特性に応じた情報提供の推進が求められています。

事業名と内容	担当部署
45 情報通信機器の設置 主要公共施設へのファックスの設置を継続し、その他情報通信機器の設置も検討します。情報通信技術（ＩＣＴ）の進展を踏まえ、町ホームページのアクセシビリティの向上を図ります。	福祉介護課 政策推進課
46 点訳ボランティアの養成確保 関係機関・団体と協力して点字講習会を開催し、点訳ボランティアの養成を図ります。	福祉介護課
47 手話通訳者・要約筆記者の派遣 障害のため意志の疎通を図ることが困難な人に、手話通訳者等の派遣を行います。 【地域生活支援事業】 ・コミュニケーション支援事業	福祉介護課

（４）一般就労の促進

障害のある人にとって、就労することは経済的な自立への第一歩であるとともに、「社会参加」でもあり、生きがいにもつながる最も重要な要素の1つでもあります。また、一般企業等への就労の確保と継続に向け、法定雇用率制度など国・県の雇用促進施策や、近隣市町村との連携・協調を図りながら、受け入れ企業の理解・協力、職場環境の整備に関する制度などの啓発を行い、障害者雇用協力企業の開発、職業訓練の機会拡大や就職相談など、就労支援体制の整備に努めます。

事業名と内容	担当部署
48 公的機関における障害者雇用の拡大 ハローワークなど関係機関、担当部署と連携協力し、公的機関の障害者雇用の理解と協力、また、その拡大に努めます。	総務課 福祉介護課 産業観光課

＊情報アクセシビリティ：年齢や障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどりつけ、利用できること。

事業名と内容	担当部署
49 就労促進策の推進 ハローワーク、障害者就業・生活支援センター（東松山市）等関係機関と連携協力し、企業へ障害者雇用を働きかけるとともに、就職相談・職業訓練や就労に関する相談・支援システムの整備・充実に努めます。 【指定障害福祉サービス】 ・就労移行支援事業 ・就労継続支援事業	福祉介護課 産業観光課
50 就職支度金給付事業の実施 施設に入所もしくは通所している者等が就職する際に、支度金を給付します。就労移行支援事業、若しくは就労継続支援事業を利用し、就職等により自立する者に対し就職支度金を支給し、社会復帰の促進を図ることを目的としています。 【地域生活支援事業】 ・就職支度金の給付	福祉介護課

（５）福祉的配慮のされた働き場の確保

障害のある人が就労する場合、福祉的な配慮が必要となる場合があります。

また、障害者施設等が供給する物品等に対する需要の増進と優先調達の支援を図ります。そして、近隣市町村と連携・協力して障害のある人の多種多様な就労の場の確保・開発に努めます。

事業名と内容	担当部署
51 福祉的就労の推進 就労継続支援事業や就労移行支援事業などの利用を促進し、福祉的配慮のされた働き場の確保に努めます。 【指定障害福祉サービス】 ・就労移行支援事業 ・就労継続支援事業	福祉介護課

（６）学習、文化、スポーツ・レクリエーション活動の促進

障害のある人が、生きがいをもって、自分らしくいきいきとした生活を実現するために、生涯学習活動や文化活動、スポーツ活動が楽しめるよう、様々な配慮や環境整備、情報や活動機会の積極的な提供に努めます。また、地域社会との交流や理解を深めるため、あらゆる社会活動への障害者の参加を促進します。

事業名と内容	担当部署
52 障害者の学習機会の提供 障害者向け講座の情報提供を図るとともに、障害のある人も参加できる学習機会の確保を図ります。	生涯学習課
53 図書館サービスの充実 「広報おがわ」音声版の貸出、対面朗読や録音資料などの整備充実、宅配サービスなど、利用者に応じた図書館サービスの充実を図ります。	生涯学習課
54 文化・芸術活動の促進 障害のある人の文化・芸術活動の発表の場を提供し、活動や交流を促進し、障害の有無に関わらず、ともに楽しむことができるように努めます。	生涯学習課
55 スポーツ活動の促進 近隣市町村や関係団体等と連携・協力して、障害者スポーツ大会などのスポーツ活動の機会や情報を提供し、その普及や参加、活動の促進を図ります。	福祉介護課 生涯学習課
56 自主活動への支援 障害のある人や障害者団体が自主的に企画する文化、スポーツ・レクリエーション活動を支援及び推進していきます。	生涯学習課

【アンケートからの意見】

障害者、特に高齢者の就業場所がない。永年経験を積んできた技術等を生かす機会がない。又高齢者対象の公民館活動が少ない。(身体障害)

高校卒業後に社会参加できる施設や作業所が町内にもっとあったらいいです。(知的障害)

第６節　障害のある人が安心して暮らせるまちをつくろう
（福祉のまちづくりの推進）

□■ 現況と課題 ■□

障害のある人が地域社会の中で自分らしく自立して生活していくためには、「移動しやすく活動しやすい」まちであることは重要なことです。

今回実施した障害のある人へのアンケート結果においては、外出を「もっと増やしたい」と回答した人は22.4％でした。現在、外出の際に困ることとしては、「車いすでの外出が困難」、「トイレの問題がある」、「歩道と車道が未分離」、「付き添いがいないと外出できない」などの意見がありました。

障害の種類や特性に配慮した環境整備と、外出を支援する仕組みづくりが求められています。

環境整備については、障害者関係団体懇談会においては「トイレの問題」、「歩道の段差の問題」、「雨天時滑りやすい路面の問題」、「スロープなどに手すりを設置すること」など、多くの意見や提言がありました。小川町駅のエレベーターやスロープの設置、トイレの整備などが進みましたが、今後も着実にバリアフリー化を進めるとともに、すべての町民にとって住みやすい「ユニバーサルデザイン」の考えに基づくまちづくりを進めることが求められています。

また、東日本大震災の教訓から障害のある人への防災体制の充実を求める声が大きくなっています。障害のある人へのアンケート結果においては、災害時にひとりで避難することが「できない」と回答した障害のある人は51.7％となっています。

障害者関係団体懇談会において、聴覚障害のある方からは「災害情報がまったく入手できずに不安」という声があり、東日本大震災を契機として、障害のある人に対する災害時の情報提供の重要性が再確認されています。さらに、知的障害の方からは「一般の人と一緒の避難所生活は非常に困難」という意見が出されました。その一方では、「地震発生後に民生委員さんが安否確認に来てくれて心強かった」という意見もありました。

必要な情報が的確に伝わるような体制づくりが重要であるとともに、日頃から、障害者が地域の中で積極的に活動し、地域ぐるみで障害者を見守ることができる環境づくりが求められています。

さらに、交通事故や犯罪に巻き込まれないよう、交通安全対策や地域のパトロールなどの防犯活動の強化や、人権や財産を保護・保全する制度の普及に努める必要があります。

■ 外出を増やすことの意向

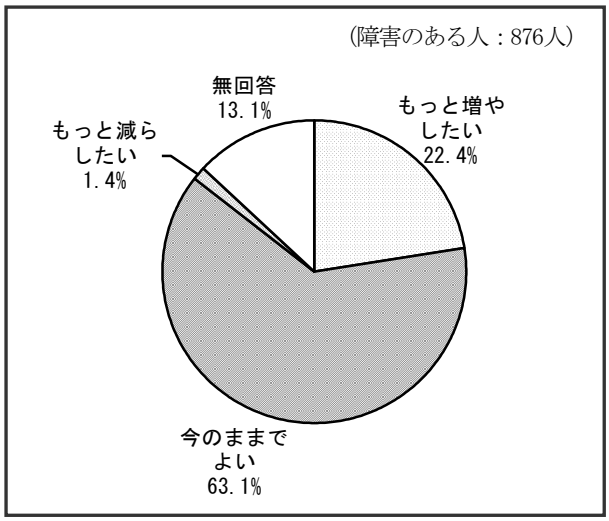

■ 災害時にひとりで避難すること

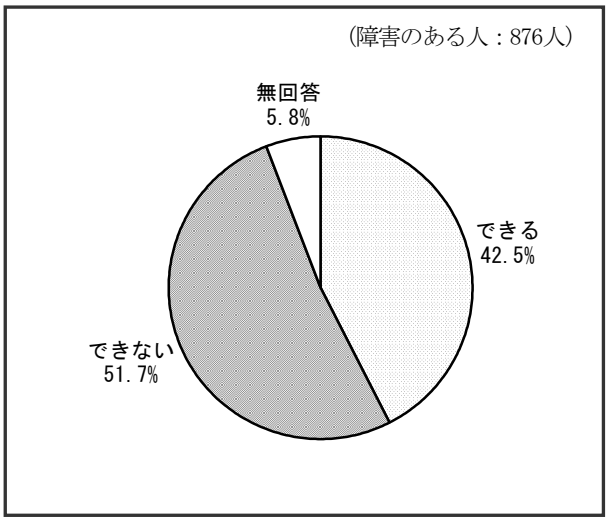

□■ 施策の方向 ■□

（1）移動のための支援の充実

障害のある人にとって、外出することは大きな困難を伴うものです。しかし、外出は障害のある人にとって、社会参加と自立した生活のための重要な要素です。外出が困難な障害のある人の移動を支援し、日常生活の利便と生活圏の拡大を図るため、移動の支援、福祉タクシー利用料金の助成などを行います。

事業名と内容	担当部署
57 移動支援事業の推進 社会生活上必要不可欠な外出を支援するため、視覚障害者、全身性障害者、知的障害者、精神障害者に対する移動支援事業を推進します。 【地域生活支援事業】 ・移動支援事業	福祉介護課
58 移動支援サービスの充実 福祉タクシーの利用料金助成事業を実施していきます。 また、福祉有償運送を促進します。	福祉介護課
59 自動車運転免許取得・改造助成事業の推進 自動車運転免許証取得事業や、自動車改造助成事業を実施し、障害のある人の自動車による外出を支援します。 【地域生活支援事業】 ・自動車運転免許取得・改造助成事業	福祉介護課

事業名と内容	担当部署
60 身体障害者補助犬法の啓発 「身体障害者補助犬法」では、良質な身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図り、もって身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与することとされています。そして、この内容についての周知に努めます。	福祉介護課

（２）道路・公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化

すべての町民が社会参加や日常生活活動をしやすい環境を整備するため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や「埼玉県福祉のまちづくり条例」、「小川町バリアフリー基本構想」等を踏まえた道路や公共施設など生活環境のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン*化を推進します。障害者の社会参加を推進し、トータルなバリアフリー化を促進するとともに、差別や偏見のないまちづくりをめざします。

事業名と内容	担当部署
61 公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進 県の福祉のまちづくり条例に基づき、新規に建設する町立施設のユニバーサルデザイン化を図るとともに、既存の公共施設などのバリアフリー化を充実させます。 また、公共施設や公園等への多目的トイレの設置を進めるとともに、多くの人が集まる民間施設等への整備を促進し、障害のある人等が外出しやすい環境を整備します。	福祉介護課 建設課 関係各課
62 障害者専用駐車場の整備 民間の公共的な施設へ障害者専用駐車場の設置を働きかけるとともに、町立施設の障害者専用駐車場の充実を図ります。社会参加の促進や生活圏の拡大を支援します。	福祉介護課 建設課 関係各課
63 歩道等の整備 県の「福祉のまちづくり条例」や「小川町バリアフリー基本構想」に基づいて歩道の整備を計画的に推進し、歩道の幅員の確保や段差の解消を図ります。また、小川町駅周辺の歩行環境の改善を図ります。	建設課
64 誘導ブロック等の整備 視覚障害者用誘導ブロック（原則として黄色）等の整備を推進するとともに、障害特性に配慮した表示装置の設置に努めます。	建設課

＊ユニバーサルデザイン：年齢や性別、障害のあるなし等にかかわらず、すべての人が暮らしやすいまちや、利用しやすい施設、製品、サービスなどをつくっていこうとする考え方。

事業名と内容	担当部署
65 道路不法占拠対策の強化 誰もが安全に歩ける歩行空間を確保するため、放置自転車対策を実施します。また、関係機関と連携し、自動販売機・商品等の歩道へのはみ出しの是正指導や取締り強化に努めます。	建設課 総務課

（３）防災・防犯体制の確立

東日本大震災の教訓を生かし、「地域防災計画」との連携を図りながら、避難誘導体制の整備、福祉避難所の確保、自主防災組織の育成など、災害時要援護（避難行動要支援）者対策の拡充に努めます。また、災害時に的確な情報が伝わるよう、聴覚障害者へのファックスや携帯のメール等、様々な通信機器を活用した情報提供手段を検討し、情報の収集が困難な人への支援を充実します。

さらに、ひとり暮らしや日中独居の障害のある人などの防犯と安全確保のため、関係機関および地域組織に働きかけ、防犯体制や緊急時の連絡通報システムづくりを推進します。

事業名と内容	担当部署
66 災害時要援護（避難行動要支援）者対策の確立 自主防災組織の育成と障害のある人の防災訓練への参加を推進し、地域における協力体制の構築に努めます。また、災害時要援護（避難行動要支援）者名簿を活用した地図情報の整備と関係機関と連携した避難誘導体制の確立に努めます。	総務課 福祉介護課
67 災害時の情報提供の充実 聴覚障害者に対しては、消防署とファックス通報できるシステムの普及を図るとともに、防災行政無線の情報を携帯電話等のメールで配信するサービスの利用を推進します。視覚障害者に対しては、防災行政無線の電話による自動音声応答システムを導入し、利用を推進します。	総務課 福祉介護課
68 障害者等に対応する避難所の確保 避難時に障害のある人等が不安なく避難生活を送れるように、障害者施設等と連携し、障害に対応できる避難所の確保に努めます。	総務課 福祉介護課
69 防犯のまちづくりの推進 職員による青色パトロール車巡回の継続に加えて地域における防犯抑止につながる自主防犯活動団体の拡充を図ります。	政策推進課 福祉介護課
70 緊急通報システムの整備 ひとり暮らしなどの障害のある人の住居に緊急通報システムを設置し、急病や重大事故などを防止します。	福祉介護課 健康増進課

（４）差別の解消及び権利擁護体制の確立

権利擁護とは近年、「本人の尊重」や「利用者本位」、「自立支援」という表現をされています。

これらは、平成16年に改正された障害者基本法の基本的理念として、障害者への差別をしてはならない旨が規定されたことから導かれているものです。また、障害者基本法、第４条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障害を理由とした差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成25年に制定されました。

住み慣れた地域で、誰もが安心して、自分らしく、自立した生活が続けられるように、人権や財産を保護・保全するための総合的な支援システムの充実を図るとともに、権利擁護に関する啓発活動や相談事業を推進する必要があります。

こうした「権利擁護」の問題は、昨今大きく注目されています。障害者への成年後見制度の利用支援やその利用の促進、また、後見業務を適切に行える人材の育成が重要です。

事業名と内容	担当部署
71　権利擁護の推進 障害のある人の権利や権利行使の援助などを行う、県の「権利擁護センター*1」の存在や事業内容について周知普及を図ります。また、成年後見制度*2による支援を必要とする障害のある人に対し、その利用の促進を図ります。 さらに、知的障害者、精神障害者が地域で安心して生活が営めるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行う「あんしんサポートねっと」の利用を推進します。	福祉介護課
72　差別の解消 「障害者差別解消法」に基づく、社会的障壁の除去については、障害者に関する理解を促進するため、配慮のある様々な取組が必要です。また、取組を通しての心のバリアフリーの推進に努めます。	福祉介護課
73　人権の啓発 誰もが支え合いながら共に生きる「共生社会」の実現のため、障害のある人への理解を深めていく人権啓発を推進します。	総務課 生涯学習課

＊１ 権利擁護センター：生活の様々な場面で権利を侵害されやすい認知症高齢者や障害者が安心して生活を送れるよう、その権利の擁護や権利行使に関する専門的な相談・助言などを行っています。

＊２ 成年後見制度：知的障害や精神障害などにより判断能力が不十分な成年者の財産や権利を保護するための制度。

（５）障害者虐待防止対策体制の構築

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が平成24年10月1日に施行されました。障害者等に対する虐待の予防及び早期発見、早期支援推進のため、障害者の虐待を防止するための体制づくりに努めます。

事業名と内容	担当部署
74 障害者の虐待防止 「障害者虐待防止法」に基づき、障害者虐待防止センターの運営を強化するとともに、自立支援協議会等と連携し、障害者の虐待防止に向けたネットワークづくりを進めます。 　そして、障害者への虐待の防止と併せて、養護者に対する支援を図ります。	福祉介護課

【アンケートからの意見】

役場、病院。スーパー、銀行等、障害者専用の駐車場が少ない。あっても一般の人が平気で止めている困ったものです。（身体障害）

今回の東北の避難所の様子をテレビで見るにつけ、私と家族に避難所で生活するのは難しいと思いました。（身体障害）

第５章　障害福祉計画

第１節　平成29年度の数値目標等

１　障害者数の推計

本町の総人口は近年減少傾向にあり、今後も引き続き減少していくことが予測されますが、高齢者数の増加などによる身体障害者数の増加、18～64歳までの精神障害者数の増加が見込まれ、障害のある人は今後も増加することが推測されます。

障害者数を推計すると、平成29年度は1,546人（対人口比率4.9%）となる見込みです。

■ 人口と障害者数の見込み

単位：人

	実　績					推　計
	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H29年度
総人口	34,094	33,835	33,503	33,094	32,589	31,715
17歳以下	4,468	4,327	4,207	4,016	3,851	3,635
18～39歳	8,189	7,999	7,762	7,540	7,166	6,566
40～64歳	13,111	13,104	12,894	12,507	12,153	11,089
65歳以上	8,326	8,405	8,640	9,031	9,419	10,425
身体障害者手帳所持者数	1,163	1,164	1,148	1,106	1,112	1,135
療育手帳所持者数	253	257	261	259	260	247
精神障害者保健福祉手帳所持者数	127	132	131	144	152	164
合　計	1,543	1,553	1,540	1,509	1,524	1,546
対人口比率（%）	4.5	4.6	4.6	4.6	4.7	4.9

2　数値目標

国および県における市町村障害福祉計画策定の基本的な指針においては、障害者等の自立支援の観点から、積極的な社会参加・貢献をしていくことができる共生社会の実現をするため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮しながら「地域生活移行」や「就労支援」といった新たな課題に対応し、数値目標を設定することが求められています。基本的な指針を勘案しつつ、地域の実情に応じた数値目標を設定します。

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、平成25年度末時点の施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で平成29年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

国の基本指針においては、平成25年度末時点での施設入所者の12%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者から4%以上削減することを基本としています。

また、平成26年度末において、障害福祉計画で定めた平成26年度末までの目標が達成されていないと見込まれる場合は、未達成割合を目標値に加えた割合以上を目標値とするとしています。

県では、国と同様に地域移行者数は12%以上とする一方で、県内の入所待機者は年々増加しており、特に強度行動障害や重度の重複障害等による地域生活が困難な待機者が多数いる状況であることから、入所者の削減数の数値目標は設定しないこととしています。

項　　目	数　値	備考（考え方）
施設入所者数	48人	平成25年度末の施設入所者数
【目標値】 施設入所者数	設定しない	平成29年度末の施設入所者数
【目標値】 施設入所者削減数	設定しない (−%)	平成29年度末の入所者削減数 施設入所者の削減割合
【目標値】 地域生活移行者数	6人 (−%)	平成29年度末の地域生活移行者数 地域生活への移行割合（12%以上）

② 退院可能な精神障害者の地域生活への移行

入院中の精神障害者の退院に関する目標値として、入院後3か月時点の退院率及び入院後1年時点での退院率並びに長期在院者数に関する目標値を設定します。

国の基本指針においては、①入院後3か月時点の退院率については、平成29年度における目標を64％以上とし、②入院後1年時点での退院率については、平成29年度における目標を91％以上、また、③長期在院者数については、平成29年度6月末時点の長期在院者数を平成24年6月末時点の長期在院者数から18％以上削減することを基本としています。

県では、埼玉県地域保健医療計画に基づき、1年未満入院者の平均退院率を平成29年度に76％とすることを目標とし、入院後3か月時点の退院率及び長期在院者数の削減については設定しないこととしています。

項　　目	数　値	備考（考え方）
【目標値】 入院後3か月時点の退院率の上昇	設定しない	平成29年度
【目標値】 入院後1年時点の退院率の上昇	設定しない	平成29年度
在院期間1年以上の長期在院者数	36人	平成24年6月末時点
【目標値】 在院期間1年以上の長期在院者数 及びその削減割合	設定しない （－%）	平成29年6月末時点
【目標値】 1年未満の入院者の平均退院率	76%	埼玉県の目標指標「1年未満の入院者の平均退院率を平成29年度に76%とすること」としているため、本町においても県と同様の指標とする。

③ 地域生活支援拠点等の整備

障害者の地域生活を支援する機能を持った拠点等を整備し、①地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、②一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、③ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入体制の確保、④人材の確保・養成・連携等による専門性の確保、⑤サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりなど、障害者の地域生活を支援する機能を拠点によりまたは面的な体制の整備により強化するものです。

国の基本指針においては、地域生活支援拠点等（面的な整備も含む）の整備について、平成29年度末までに、各市町村または各圏域に少なくとも1つを整備することとしています。

本町では、今後、地域のニーズや既存のサービスの整備状況などを把握し、自立支援協議会を活用し、圏域での設置を検討します。

項　　目	数　値	備考（考え方）
【目標値】 地域生活支援拠点等の整備	1箇所	平成29年度

④ 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定します。

国の基本指針においては、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定するとしています。

また、県では、国の方針に基づき、関係機関と連携し、企業等への働きかけを進めるとともに、平成29年度の福祉施設利用者の年間一般就労移行実績を、平成24年度実績の3割以上増やすこととしています。

項　　目	数　値	備考（考え方）
平成24年度の一般就労移行者数	1人	平成24年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 平成29年度の一般就労移行者数	2人	埼玉県では平成29年度の目標値について「平成24年度の一般就労への移行実績を3割以上増加させることを基本とする」としているため、本町でも同様に目標値を設定する。

※一般就労した者とは、一般企業に就職した者、在宅就労した者及び自ら起業した者をいいます。

⑤ 就労移行支援事業所の利用者数及び就労移行率

福祉施設から一般就労への移行実績の目標値を達成するため、国の基本指針においては、「平成29年度末における利用者数が平成25年度末における利用者の6割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指すものとする」としています。また、県においても国の基本指針と同様とするとしています。

項　　目	数　値	備考（考え方）
就労移行支援事業利用者数	2人	平成25年度末時点の利用者数
【目標値】 就労移行支援事業の利用者数	4人 （100.0%）	平成29年度末時点の利用者数 利用者の増加割合（6割以上）
就労移行率が3割以上の事業所	設定しない	平成25年度末時点
【目標値】 就労移行率が3割以上の事業所	設定しない （-%）	平成29年度末時点の事業所数 就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする

第２節　指定障害福祉サービス等の見込量

①障害福祉サービスの内容

区分	サービス名	内容
訪問系	居宅介護	障害者（児）を対象として、家庭にヘルパーを派遣して、入浴、排せつ、食事などの身体介護や掃除などの家事援助サービスを行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者、重度の知的障害者、精神障害者で常に介護が必要な人に、家庭にヘルパーを派遣して、入浴、排せつ、食事などの身体介護や、掃除などの家事援助、コミュニケーション支援の他、外出時における移動の補助を行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者に対し、移動時や外出先に同行し、必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）や援護、排せつ・食事等の介護、その他外出する際に必要となる援助を行います。 なお、身体介護を伴う場合は区分2以上の者を対象とします。
	行動援護	重度の知的障害者（児）や重度の精神障害者（児）であり、行動が困難で常に介護が必要な人に、行動時の危険などを回避するための必要な援護、移動中の介護等を行うサービスです。
	重度障害者等包括支援	障害支援区分6に該当し、常に介護が必要な人の中でも、介護の必要な程度が非常に高い人には、居宅介護などの複数のサービスを包括的に提供します。
日中活動系	生活介護	常に介護が必要な障害者で、障害程度区分3以上（50歳以上の場合は区分2以上）である者に対し、施設において入浴、排せつ、食事の介助や創作的活動、生産活動などの機会を提供します。
	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	「機能訓練」とは、地域で生活できるようにすることを目的に、身体機能や生活能力の維持・向上を図る目的で、一定の支援が必要な身体障害者を対象に一定期間（基本は18か月内）のプログラムに基づき、身体・生活の機能向上のために必要な訓練などを提供するサービスです。 「生活訓練」とは、地域での生活を送る上で、生活能力の維持・向上を図る目的で、一定の支援を必要とする知的障害者・精神障害者を対象に、有効期限（基本は24か月内）のプログラムに基づき、地域での生活を営む上での必要な訓練などを提供するサービスです。
	就労移行支援	一般就労を希望し、実習や職場探しを通じて適性に合った職場への就労などが見込まれる65歳未満の障害者を対象に、有期限（基本は24か月）のプログラムに基づき、生産活動やその他の活動の機会を通じて、就労に必要となる知識や能力の向上のための必要な訓練などを提供するサービスです。
	就労継続支援（Ａ型）	就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結びつかなかった者、特別支援学校を卒業後に就職活動をしたが雇用に結びつかなかった者などを対象に、事業者と雇用関係を結び、就労の機会の提供を受け、生産活動その他の活動の機会を通じ、知識や能力の向上のために必要な訓練などを提供するサービスです。

区分	サービス名	内容
	就労継続支援（B型）	年齢や体力の面から就労が困難な障害者、就労移行支援事業などを利用したが雇用に結びつかなかった障害者を対象に、就労の機会を提供し、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練などを提供するサービスです。
	療養介護	医療ケアを必要とし、常時介護を必要とする障害者で、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害程度区分6の者、筋ジストロフィー患者、または重症心身障害者の障害程度区分5の者を対象に、医療機関などにおいて機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護や日常生活上のサービスを提供するサービスです。
	短期入所	介助者の病気などの理由により障害者本人の介助ができなくなった場合、障害支援区分1以上の障害者及び障害児を対象に、夜間を含めて施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事などの介護を行うサービスです。
居住系	共同生活援助	障害支援区分に関わらず、主として夜間共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事提供などの介護や日常生活上の支援を行うサービスです。
	施設入所支援	生活介護を受けている障害支援区分4（50歳以上は3）以上の障害者や、自立訓練・就労移行支援を利用している障害者の中で単身の生活が困難である者、または、様々な事情により通所が困難な者を対象に、夜間における居住の場を提供し、入浴や食事などの日常生活上の世話を行うサービスです。

区分	サービス名	内容
相談支援	計画相談支援	障害者がサービスを適切に利用することで自立した生活が営めるよう、「サービス利用計画」を作成し、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行います。
	地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者や精神科病院に入院している障害者が退所、退院し、地域で住居を確保したり、地域における生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。
	地域定着支援	施設・病院から退所・退院や家族との同居からひとり暮らしに移行した人などで、地域生活が不安定な人に対して障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に緊急訪問、緊急対応等を行います。
障害児支援	児童発達支援	身近な地域の障害児支援の専門施設（事業）として、通所利用の障害児への支援だけでなく、地域の障害児やその家族を対象とした支援、保育所等の施設に通う障害児に対し、施設を訪問して支援するなど地域支援に対応します。
	放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに放課後等の居場所づくりを推進します。
	保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害児、または、今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に「保育所等訪問支援」を提供することにより安定した利用を促進します。
	医療型児童発達支援	上記の児童発達支援内容に身体の状況により、医療の提供を併せて行います。身近な地域で質の高い支援を必要とする児童が療育を受けられる場を提供していきます。
	障害児相談支援	児童発達支援や放課後デイサービスなどの通所サービスを適切に利用できるよう「障害児支援利用計画」を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行います。

②障害福祉サービスの見込み量

指定障害福祉サービスの見込みは、以下の表のとおりです。利用実績に基づき今後の障害者数等の動向などを考慮して算定しています。

■障害福祉サービスの見込み量

単位：時間・人・日

項　目			実績（1か月あたり）			推計（1か月あたり）		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問系	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	利用時間	794	848	867	913	963	1,015
		利用人数	44	47	47	49	51	53
日中活動系	生活介護	利用日数（人日分）	1,901	1,825	1,841	1,958	1,958	1,958
		利用人数	89	88	88	89	89	89
	自立訓練（機能訓練）	利用日数（人日分）	3	6	0	22	22	22
		利用人数	1	1	0	1	1	1
	自立訓練（生活訓練）	利用日数（人日分）	42	39	44	44	44	44
		利用人数	2	2	2	2	2	2
	就労移行支援	利用日数（人日分）	80	81	78	88	88	88
		利用人数	4	4	4	4	4	4
	就労継続支援（A型）	利用日数（人日分）	19	19	20	22	22	22
		利用人数	1	1	1	1	1	1
	就労継続支援（B型）	利用日数（人日分）	813	811	851	946	968	990
		利用人数	44	45	43	43	44	45
	療養介護	利用日数（人日分）	131	145	152	150	180	210
		利用人数	5	5	5	5	6	7
	短期入所	利用日数（人日分）	153	196	174	194	227	266
		利用人数	16	20	20	20	22	25

※平成26年度実績は見込み

項　目			実績（1か月あたり）			推計（1か月あたり）		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居住系	共同生活援助	利用人数	15	20	19	21	28	37
	施設入所支援	利用人数	50	48	45	48	50	56
相談支援	計画相談支援	利用人数	19	88	172	201	206	210
	地域移行支援	利用人数	0	0	1	1	2	2
	地域定着支援	利用人数	0	0	0	0	0	0
障害児支援	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	利用日数 （人日分）	96	142	122	138	167	201
		利用人数	13	14	12	12	13	14
	医療型児童発達支援	利用日数	0	0	0	0	0	0
		利用人数	0	0	0	0	0	0
	障害児相談支援	利用人数	0	8	15	18	18	18

※平成26年度実績は見込み

③見込み量確保の方策

サービス内容	確保の方策
訪問系サービス	■適切な支給決定を行い、サービス提供事業者と予算の確保を図ります。
日中活動系サービス	■適切な支給決定を行い、サービス提供事業者と予算の確保を図ります。
居住系サービス	■適切な支給決定を行い、サービス提供事業者と予算の確保を図ります。
相談支援	■指定特定相談支援事業者・指定一般相談支援事業者の確保し、専門的な視点から障害者への相談支援に取り組みます。
障害児支援	■適切な支給決定を行い、サービス提供事業者と予算の確保を図ります。

第３節　地域生活支援事業の見込量

①地域生活支援事業の内容

■地域生活支援事業【必須事業】

区分	事業名	内容
理解促進研修・啓発事業		障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。
自発的活動支援事業		障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。
相談支援事業	障害者相談支援事業	障害のある人や家族を対象とする相談事業を実施し、地域における生活を総合的にサポートします。
	基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関であり、身体障害者、知的障害者、精神障害者の相談を総合的に行います。 また、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援も行います。
	基幹相談支援センター等機能強化事業	市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置します。 そして、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。
	自立支援協議会	相談支援事業をはじめとする地域の障害者福祉に関わるシステムづくりに向けて中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、「比企地域自立支援協議会」を定期的に開催します。
	住宅入居等支援事業	賃貸住宅への入居が困難な障害者に代わり入居手続き等の支援を行います。
成年後見制度利用支援事業		成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）の支払いが困難な人については、後見人等の報酬の全部または一部を助成します。
成年後見制度法人後見支援事業		成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。
コミュニケーション支援事業		視覚、聴覚その他の障害のため意志の疎通を図ることが困難な人に、手話通訳者等の派遣などを行い、意志の疎通を円滑にします。

■地域生活支援事業【必須事業】

区分	事業名	内容
日常生活用具給付事業	介護訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど、障害のある人の身体介護を支援する用具や、障害のある児童が訓練に用いるいすなどを給付します。
	自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障害のある人の入浴、食事、移動などの自立生活を支援するための用具を給付します。
	在宅療養等支援用具	電気式たん吸引機や盲人用体温計など、障害のある人の在宅療養等を支援するための用具を給付します。
	情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、障害のある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。
	排泄管理支援用具	ストマ用装具など障害のある人の排せつ管理を支援する衛生用品を給付します。
	居宅生活動作補助用具	障害のある人の居宅における円滑な生活動作等を図るため、小規模な住宅改修を行う際に費用の一部を助成します。
手話奉仕員養成研修事業		聴覚障害のある方との交流活動の促進、市区町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
移動支援事業		屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活と社会参加を推進します。
地域活動支援センター （機能強化事業）		創作的な活動や生産活動、社会との交流などの、多様な活動の場を設けます。

■地域生活支援事業【任意事業】

区分	事業名	内容
訪問入浴サービス事業 （任意事業）		家庭内で入浴することが困難な障害者に対し、移動浴槽車を派遣して入浴サービスを提供し、障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
日中一時支援事業 （任意事業）		障害者及び障害児の日中における活動の場を提供し、身守りや社会に適応するための日常的な訓練等、必要な支援を行います。
自動車運転免許取得・改造事業 （任意事業）		自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
巡回支援専門員整備 （任意事業）		発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回支援を実施し、施設等の支援を担当する職員等に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。

②地域生活支援事業の見込み量

地域生活支援事業の見込みは、以下の表のとおりです。利用実績に基づきながら、今後の障害者数等の動向や事業の実施見込みなどにより算定しています。

■地域生活支援事業の見込み量【必須事業】

単位：箇所・人

項　目		実　績			推　計		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施有無	有	有	有	有	有	有
相談支援事業							
①障害者相談支援事業	設置数	3	3	3	3	3	3
基幹相談支援センター	実施有無	無	無	無	有	有	有
②基幹相談支援センター等機能強化事業	実施有無	有	有	有	有	有	有
③地域自立支援協議会	設置有無	有	有	有	有	有	有
④住宅入居等支援事業	実施有無	無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	利用件数	0	0	0	0	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	無	無	無	無	無	無
コミュニケーション支援事業							
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用件数	75	65	88	88	90	90
②手話通訳者設置事業	設置者数	0	0	0	0	0	0
日常生活用具給付等事業							
①介護訓練支援用具	利用件数	0	0	1	1	1	1
②自立生活支援用具	利用件数	4	3	1	3	3	3
③在宅療養等支援用具	利用件数	0	3	1	3	3	3
④情報・意思疎通支援用具	利用件数	3	2	2	2	2	2
⑤排泄管理支援用具	利用件数	187	199	198	199	210	230
⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	利用件数	0	0	3	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	登録者数	0	0	0	0	0	0
移動支援事業	利用者数	11	15	15	18	19	20
	延べ利用者数（時間数）	1,319	1,371	1,424	1,479	1,536	1,595

■地域生活支援事業の見込み量【必須事業】つづき

項　目			実　績			推　計		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域活動支援センター								
	本町分（Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型）	設置数	2	2	2	2	2	2
		利用者数	8	8	8	9	10	11
	他市町村分（Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型）	設置数	3	3	3	3	3	3
		利用者数	5	5	4	4	4	4

■地域生活支援事業の見込み量【任意事業】

項　目		実　績			推　計		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①訪問入浴サービス事業	利用者数	4	4	4	4	5	5
②日中一時支援事業	利用者数	17	21	18	18	22	22
③自動車運転免許取得・改造事業	利用者数	3	2	1	2	2	2
④巡回支援専門員整備	配置事業所数				0	0	0
	延べ訪問回数				0	0	0

③見込み量の確保の方策

■地域生活支援事業【必須事業】

サービス内容	確保の方策
理解促進研修・啓発事業	■障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるため研修会及びイベント等の開催時に啓発をし地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。
自発的活動支援事業	■障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的に行う活動（ピアサポート、ボランティア、孤立防止等）を支援することにより、共生社会の実現を図ります。

■地域生活支援事業【必須事業】つづき

サービス内容	確保の方策
相談支援事業	■福祉介護課と健康増進課を中心に、各関係機関が連携をとりながら、障害のある方の現状を把握し、相談体制の充実を図ります。 ■比企圏域で広域的に平成19年から地域自立支援協議会を設置しました。 ■『社会福祉法人東松山市社会福祉協議会（ひがしまつやま市総合福祉エリア内）』、『社会福祉法人 昂』および『医療法人 緑光会（東松山病院内）』において、総合的・専門的な相談を行います。 ■虐待防止の取り組みとして、関係機関が連携を図り、虐待の防止に努めるとともに、虐待が明らかになった場合には適切に対応していきます。 ■障害者サロンにおいて、月１回程度料理教室などを実施しています。今後は、実施回数や内容の充実に向けて取り組みます。
成年後見制度利用支援事業	■障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ることを目的としています。適切な支援と予算の確保を図ります。
成年後見制度法人後見支援事業	■成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的としています。 法人後見を行う事業所の設置について支援をします。
コミュニケーション支援事業	■社会福祉法人埼玉聴覚障害者福祉会へ委託し、広域によるサービス量の確保を図ります。
日常生活用具給付事業	■適切な支給決定を行い、サービス提供事業者と予算の確保を図ります。
移動支援事業	■適切な支給決定を行い、サービス提供事業者と予算の確保を図ります。
地域活動支援センター	■「地域活動支援センターあすみーる」および「比企生活支援センター(東松山病院内)」に業務委託し、広域によるサービス量の確保をめざします。

■地域生活支援事業【任意事業】

サービス内容	確保の方策
訪問入浴サービス事業 （任意事業）	■適切な支給決定を行い、サービス提供事業者と予算の確保を図ります。
日中一時支援事業 （任意事業）	■適切な支給決定を行い、サービス提供事業者と予算の確保を図ります。
自動車運転免許取得・改造事業 （任意事業）	■適切な支給決定を行い、サービス提供事業者と予算の確保を図ります。
巡回支援専門員整備 （任意事業）	■必要な支援ができるように体制の確保を図ります。

第６章　計画の推進

１　計画推進の基本方針

本計画の内容を達成するために、以下の事項を計画推進の基本方針として取り組んでいきます。

〇保健・医療・福祉等関連する分野の連携を強化します。

〇県等の関係機関や近隣市町村、民間団体など、多様な主体と相互に連携を強化します。

〇障害のある人への生活支援が、総合的・効果的に展開できるよう、各種サービスのネットワーク化を進めます。

２　計画の進行管理

本計画を実効性のあるものとして推進するためには、計画の進捗状況を確認・評価し、「広報おがわ」や町のホームページ等を通じて町民に公表・報告していく必要があります。計画の推進・進行管理を町の担当部局により、効果的かつ着実に進めていきます。

①計画内容の着実な推進と進行管理

〇本計画の各施策・事業について、各担当部署が、自己評価を行いながら計画に基づく実施に努めます。

〇町職員による「小川町障害者計画策定検討委員会」により、各担当部局による進捗状況の把握と評価を行います。

〇PDCAサイクル*を導入し、年度毎に計画の進捗状況を把握し、分析・評価をもとに新たな課題などが生じた場合には、計画の変更や必要な措置を講じます。

②「自立支援協議会」との連携

〇進捗状況の評価に際しては、周辺の市町村と共同で設置している「比企地域自立支援協議会」と適宜連携を図り、広域的な視点を導入するようにします。

③町民への公表

〇町は、関係機関と協働で計画の進捗状況を取りまとめ、町民に公表・報告します。

＊　PDCAサイクル：策定(Plan)→実行(Do)→評価(Check)→改善(Act)のサイクルで計画等のマネジメントを行うもの。

計画策定の経過１（前計画策定時）

年	月日	会議名等
平成23年	７月15日	第１回小川町第３次障害者計画及び小川町障害福祉計画策定検討委員会 【主な内容】 〇策定スケジュールについて 〇計画の基本的考え方について 〇アンケート調査について
	６月～８月	障害者計画策定のためのアンケート調査 〇対象：一般住民（1,000人）、身体障害者（1,043人）、知的障害者（212人）、精神障害者（120人）、難病患者（105人）
	８月19日	第１回小川町第３次障害者計画及び小川町障害福祉計画策定委員会 【主な内容】 〇計画の策定方針及び福祉施策の動向について 〇アンケート調査の概要及び中間報告 〇基本理念等の検討
	10月21日	障害者関連団体懇話会 ①小川町身体障害者福祉会、小川町聴覚障害者協会、小川町視力障害者協会、ボランティア団体（手話、朗読、点訳） ②東松山特別支援学校ＰＴＡ、小川町手をつなぐ育成会、精神障害者家族の会、おがわドレミの会、埼玉県障害難病団体協議会
	11月24日	第２回小川町第３次障害者計画及び小川町障害福祉計画策定検討委員会 【主な内容】 〇障害者関連団体懇話会の実施結果について 〇計画骨子（案）について
	12月13日	第２回小川町第３次障害者計画及び小川町障害福祉計画策定委員会 【主な内容】 〇障害者関連団体懇話会の実施結果について 〇計画（案）について
平成24年	１月20日～ ２月３日	パブリック・コメントの実施
	２月16日	第３回小川町第３次障害者計画及び小川町障害福祉計画策定検討委員会 【主な内容】 〇パブリック・コメントの結果について 〇計画（案）について
	２月21日	第３回小川町第３次障害者計画及び小川町障害福祉計画策定委員会 【主な内容】 〇パブリック・コメントの結果について 〇計画（案）について 〇計画について承認

計画策定の経過２（本計画策定時）

年	月日	会議名等
平成27年	1月16日	小川町第３次障害者計画及び第４期小川町障害福祉計画町内検討会議 〇計画（素案）について 〇今後のスケジュールについて
	1月22日	障害者関連団体懇話会 小川町身体障害者福祉会、小川町聴覚障害者協会、小川町視力障害者協会、ボランティア団体（手話、朗読、点訳）小川町手をつなぐ育成会、精神障害者家族の会、おがわドレミの会、埼玉県障害難病団体協議会
	2月2日～ 2月15日	パブリック・コメントの実施

小川町第３次障害者計画・第４期障害福祉計画
おがわノーマライゼーション2015

平成２７年３月

発　行／小　川　町
比企郡小川町大字大塚５５
電　話　0493-72-1221（代表）
ＦＡＸ　0493-74-2341